

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）【第一条関係】	1
○抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）【第二条関係】	1
○死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）【第三条関係】	2
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【第四条関係】	2
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）【第五条関係】	2
○農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）【第六条関係】	2
○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【第七条関係】	3
○公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）（抄）【第八条関係】	4
○損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）【第九条関係】	5
○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）【第十条関係】	5
○土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）【第十一条関係】	7
○船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）【第十二条関係】	7
○建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）（抄）【第十三条関係】	8
○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）【第十四条関係】	10
○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）【第十五条関係】	10
○漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）【第十六条関係】	11
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）【第十七条関係】	11
○公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（抄）【第十八条関係】	16
○中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）【第十九条関係】	16
○土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）【第二十条関係】	17
○内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）【第二十一条関係】	18

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）【第二十二条関係】	20
○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）【第二十二条関係】	20
○農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）【第二十三条関係】	21
○建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）【第二十四条関係】	22
○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）【第二十五条関係】	23
○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）【第二十五条関係】	23
○漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）【第二十六条関係】	24
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）【第二十七条関係】	25
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）【第二十八条関係】	38
○通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）【第二十九条関係】	54
○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）【第三十条関係】	54
○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）【第三十一条関係】	55
○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）【第三十二条関係】	56
○農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）【第三十三条関係】	57
○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）【第三十四条関係】	58
○借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）【第三十五条関係】	60
○看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）【第三十六条関係】	60
○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）【第三十七条関係】	60
○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十号）（抄）【第三十八条関係】	62
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）【第三十九条関係】	63
○精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（抄）【第四十条関係】	65

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）【第四十一条関係】	65
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）（抄）【第四十二条関係】	67
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）（抄）【第四十三条関係】	68
○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）【第四十四条関係】	70
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（抄）【第四十五条関係】	72
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）【第四十六条関係】	72
○健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）【第四十七条関係】	77
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）【第四十八条・第四十九条関係】	77
○個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）【第五十条・第五十一条関係】	92
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）【第五十二条関係】	132
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）【第五十三条関係】	133
○株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）【第五十四条関係】	134
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【第五十五条関係】	136
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【第五十六条関係】	163
○地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）【第五十七条関係】	211
○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）【第五十八条関係】	220
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）【第五十九条関係】	220
○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）【第六十条関係】	222
○公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）【第六十一条関係】	223
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）【附則第二条関係】	224
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）【附則第二条関係】	243

- 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）【附則第十四条関係】……………263
- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）【附則第十五条関係】……………263
- 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）【附則第十五条関係】……………263
- 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）【附則第十五条関係】……………264
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）【附則第十五条関係】……………264
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第十六条・第十七条関係】……………264
- 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【附則第十八条関係】……………265
- 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）【附則第十九条関係】……………265
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）【附則第二十条関係】……………265
- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）【附則第二十一条関係】……………265
- 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）【附則第二十一条関係】……………266
- 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）【附則第二十一条関係】……………266
- 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）【附則第二十一条関係】……………266
- 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）【附則第二十一条関係】……………266
- 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）【附則第二十一条関係】……………267
- 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）【附則第二十一条関係】……………267
- 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）【附則第二十一条関係】……………267
- 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）【附則第二十一条関係】……………267
- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）【附則第二十一条関係】……………267
- 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚（ホト）の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（抄）【附則第二十一条関係】……………268
- 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）【附則第二十一条関係】……………268

○半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）【附則第二十一条関係】	268
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）【附則第二十一条関係】	268
○種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）【附則第二十一条関係】	269
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）【附則第二十一条関係】	269
○小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）【附則第二十一条関係】	269
○国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）【附則第二十二條關係】	269
○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）【附則第二十三條關係】	269
○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）【附則第二十三條關係】	270
○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）【附則第二十三條關係】	270
○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）【附則第二十三條關係】	271
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（抄）【附則第二十三條關係】	272
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）【附則第二十四條關係】	273
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）【附則第二十五條關係】	273
○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（抄）【附則第二十六條關係】	274
○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）【附則第二十七條關係】	274
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）【附則第二十八條關係】	274
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）【附則第二十九條關係】	275
○積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（抄）【附則第三十條關係】	277
○エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）【附則第三十一條關係】	278
○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）（抄）【附則第三十二條關係】	278
○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）（抄）【附則第三十三條關係】	280
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）【附則第三十四條關係】	280
○後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）（抄）【附則第三十五條關係】	281

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）【附則第三十六条関係】	281
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）【附則第三十七条関係】	281
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）【附則第三十八条関係】	282
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）【附則第三十九条関係】	282
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）【附則第四十条関係】	283
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）【附則第四十一条関係】	283
.....	283
○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）【附則第四十二条関係】	284
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（抄）【附則第四十三条関係】	284
○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）【附則第四十四条関係】	284
○ 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（抄）【附則第四十五条関係】	285
○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）【附則第四十六条・第四十七条関係】	285
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）【附則第四十八条・第四十九条関係】	288
○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（抄）【附則第五十条関係】	288
○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）【附則第五十一条関係】	288
○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）【附則第五十二条関係】	289
○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）【附則第五十二条関係】	289
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【附則第五十三条・第五十四条関係】	290
○ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）（抄）【附則第五十五条関係】	298
○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（抄）【附則第五十六条関係】	298
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）【附則第五十七条関係】	299
○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（抄）【附則第五十八条関係】	299

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）【附則第五十九条関係】	299
○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）【附則第六十条関係】	300
○ 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）【附則第六十一条関係】	304
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）【附則第六十三条関係】	305
○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）【附則第六十四条関係】	306
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）【附則第六十五条・第六十六条関係】	307
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第九号）（抄）【附則第六十七条関係】	307
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）【附則第六十八条関係】	308
○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）【附則第六十九条・第七十条関係】	308

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）【第一条関係】

（受取証書の交付請求）
第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

（公正証書遺言）
第九百六十九条 公正証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一、三（略）
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五（略）

（秘密証書遺言）
第九百七十条 秘密証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一、三（略）
- 四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。
- 2（略）

（外国に在る日本人の遺言の方式）
第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。

○抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）【第二条関係】

第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

- 一 申請人ノ氏名及住所
- 二 代理人ニ依リテ申請スルトキハ其ノ氏名及住所
- 三 抵当権ノ目的タル土地、建物又ハ地上権ノ表示
- 四 抵当権設定者及第三取得者ノ氏名及住所
- 五 抵当権ノ順位及登記ノ年月日
- 六 抵当証券発行ノ定アル旨、債権額及元本又ハ利息ノ弁済期並ニ利息ニ関スル定アルトキ、債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ関スル定アルトキ、債権ニ条件ヲ付シタルトキ、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百七十条但書ノ別段ノ定アルトキ又ハ元本若ハ利息ノ支払場所ノ定アルトキハ其ノ旨
- 七 債務者ノ氏名及住所
- 八 抵当権、質権又ハ先取特権ノ登記アルトキハ債権額、債権者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日
- 九 地上権、永小作権、地役権、賃借権又ハ配偶者居住権ノ登記アルトキハ其ノ権利者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日
- 十 登記所ノ表示
- 十一 申請ノ年月日

○死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）【第三条関係】

第四条（略）

- ②（略）
- ③ 航海日誌のある船中で死産があつたときは、死産の届出を船長になさなければならない。船長は、これらの事項を航海日誌に記載して署名捺印しなければならない。
- ④（略）

第五条（略）

- ② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。
 - 一 父母の氏名
 - 二 父母の婚姻の届出直前（婚姻の届出をしていないときは、その死産当時）の本籍。若し、日本の国籍を有しないときは、その国籍
 - 三 死産児の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
 - 四 死産の年月日時分及び場所
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項

第六条 死産証書又は死胎検案書には、次の事項を記載し、医師又は助産師がこれに記名捺印しなければならない。

- 一 死産児の男女別及び母の氏名
- 二 死産の年月日時分
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【第四条関係】

第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

第二百六十条の十八（略）

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）【第五条関係】

第七十二条の十四（略）

- ② 総会に出席しない組合員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。

○農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）【第六条関係】

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第五十三条 (略)

②・③ (略)

④ 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(清算人の財産調査義務)

第七十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告書)

第八十五条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第二百三十条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

十一 第七十九条又は第八十五条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
十二 (略)

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【第七条関係】

第二十九条 届書には、左の事項を記載し、届出人が、これに署名し、印をおさなければならない。

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示

四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格

第三十三条 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、住所及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならない。

第三十七条 口頭で届出するには、届出人は、市役所又は町村役場に出頭し、届書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

② 市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさなければならない。

③ 届出人が疾病その他の事故によつて出頭することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。但し、第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条乃至第七十二条、第七十四条及び第七十六条の届出については、この限りでない。

第三十八条 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とするときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添附しなければならない。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせるだけで足りる。

② 届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添附しなければならない。

第四十九条 (略)

② 届書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
 - 二 出生の年月日時分及び場所
 - 三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
 - 四 その他法務省令で定める事項
- ③ (略)

第五十五条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九条第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならぬ。

② 前項の手續をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならぬ。

③ 船舶が外国の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその国に駐在する日本の日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならない。

第六十条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍
- 二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

第六十一条 胎内に在る子を認知する場合には、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十六条 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第六十八条 民法第七百九十七条の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならぬ。

第七十条 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一条 民法第八十一条第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならぬ。

第七十二条 民法第八十一条第六項の規定によつて離縁をする場合には、生存当事者だけで、その届出をすることができる。

第七十四条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

第七十六条 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 親権者と定められる当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名
- 二 その他法務省令で定める事項

○公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号) (抄) 【第八条関係】

（証明の範囲及び証明者の利害関係の明示）
第二十五条（略）

2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するときはその内容その他の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

（業務の状況に関する説明書類の縦覧等）
第二十八条の四（略）

2（略）
3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4（略）

（指定社員）

第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項及び第六項において同じ。）を指定することができる。

2・3（略）

4 無限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者（以下この条及び第三十四条の十の六において「被監査会社等」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5・6（略）

（監査又は証明の業務の執行方法）

第三十四条の十二（略）

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

3（略）

○損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）【第九条関係】

（会員の表決権）

第七条の二の十三 各会員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）【第十条関係】

（建設工事の見積り等）
第二十条（略）

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。
3 (略)

第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。)は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。)(が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事(前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。)の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。)(第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。)、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。)(第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合)においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができ、特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 建設業者が第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十六條の三第八項の規定に違反したとき。
五 (略)
六 (略)
七 (略)

第五十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十六条の三第六項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者
- 二 第二十六条の二の規定に違反した者
- 三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者
- 四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 五 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反した者

○土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）【第十一条関係】

（決算関係書類）
第二十九条の二（略）

2 決算関係書類を総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるもの）をいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4 （略）

（清算人の財産調査義務）

第六十九条 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、貸借対照表（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。）及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（清算人の決算報告義務）

第七十一条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（準用規定）

第六十一条の二十三 連合会には、第十八条第十三項から第十六項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第二十九条第一項本文及び第四項、第二十九条の二、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号及び第二十九条の二第四項の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十七項の規定並びに第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項まで」とあるのは「第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

第四百四十三条 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一（八）（略）

九 第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第六十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十（十四）（略）

○船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）【第十二条関係】

（加入の申込み等）

第十四条（略）

2・3（略）

4 前項に規定する組合に加入しようとする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、發起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの）をいう。第五十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合に加入しようとする者は、前項の書面を交付したものとみなす。

（総会の招集）
第三十条（略）

2（略）
3 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の規定による請求をした組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

5（略）
6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。ただし、第二項から前項までの場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）【第十三条関係】

（業務に必要な表示行為）

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2・3（略）
4 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築士の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

5（略）

（構造設計に関する特例）

第二十条の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行つた場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4（略）

(設備設計に関する特例)

第二十条の三 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、第二十条第一項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号(換気設備に係る部分に限る。)、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条(消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。)、及び第三十六条(消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらに基づく命令の規定(以下「設備関係規定」という。))に適合するかどうかの確認を求めなければならない。い。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十二條の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 (略)

4 第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替へるものとする。

5

第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合(前項の規定により読み替へて準用する

第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

い。
一、六 (略)

2 (書面の交付)

第二十四条の八 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 第二十二條の三の三第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの
2 第二十条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）【第十四条関係】

第三十三條 (議決権及び選挙権)

2 第三十三條 (略)

2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。
3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4・5 (略)

2 (設立要件)

2 第七十八條 (略)

8 各加入予定者の創立總會の議決権は、平等とする。

9 創立總會に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

10 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

11 (略)

2 (会員の議決権)

2 第九十三條 各会員の議決権は、平等とする。

2 總會に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）【第十五条関係】

2 (裁定の申請)

2 第二十五條の二 裁定の申請は、裁定申請書（以下「申請書」という。）を提出してしなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法定代理人の氏名又は名称及び住所

三 処分の表示

四 申請の趣旨

五 申請の理由

六 処分庁の教示の有無及びその内容

七 申請の年月日

八 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由（同条第一項本文又は第二項本文に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。）

3・4 (略)

○漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）【第十六条関係】

第三十九条（略）

2・3 (略)

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（清算人の財産調査義務）

第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（決算報告書）

第六十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第四百四十五条 次の場合には、組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一（略）

九 第五十九条又は第六十一条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）【第十七条関係】

(媒介契約)

第三十四条の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介（以下この条において「媒介契約」という。）を締結した

ときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために

必要な表示

二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額

三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの許否及びこれを許

す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に関する事項

四 当該建物が既存の建物であるときは、依頼者に対する建物状況調査（建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分とし

て、国土交通省令で定めるもの（第三十七条第一項第二号の二において「建物の構造耐力上主要な部分等」という。）の状況の調査であつ

て、経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として国土交通省令で定める者が実施するものという。第三十

五条第一項第六号の二イにおいて同じ。）を実施する者のあつせんに関する事項

五 媒介契約の有効期間及び解除に関する事項

六 当該宅地又は建物の第五項に規定する指定流通機構への登録に関する事項

七 報酬に関する事項

八 その他国土交通省令・内閣府令で定める事項

二 四（略）

五 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、国土交通省令で定める期間内に、当該専任媒介契

約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めると

ころにより、国土交通大臣が指定する者（以下「指定流通機構」という。）に登録しなければならない。

六 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十条の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければなら

ない。

七 九（略）

10 第三項から第六項まで及び前二項の規定に反する特約は、無効とする。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が

行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借

りようとして居る宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲

げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければなら

ない。

一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人

にあつては、その名称）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該

契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に依りて政令で定めるものに

関する事項の概要

三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見

通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省

- 六 令・内閣府令で定める事項
- 六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有する一棟の敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに關する事項で契約内容の別に應じて国土交通省の共有に属する場合にその土地を含む。）に關する権利及びこれらの管理又は使用に關する事項で契約内容の別に應じて国土交通省令・内閣府令で定めるもの
- 六 二 当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項
 - イ 建物状況調査（実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要
 - ロ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に關する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況
- 七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的
- 八 契約の解除に關する事項
- 九 損害賠償額の予定又は違約金に關する事項
- 十 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十一条の二の規定による措置の概要
- 十一 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に關し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭）（第四十一条第一項又は第四十一条の二第二項の規定により保全の措置が講ぜられていない手付金等を除く。）であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものをいう。第六十四条の三第二項第一号において同じ。）を受領しようとする場合におけるその措置の概要
- 十二 保証の措置その他国土交通省令・内閣府令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要
- 十三 代金又は交換差金に關する金銭の貸借のあつせん内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置
- 十四 契約の締結その他建物の種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關し保証保険
- 十四 二 当該宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項
 - イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買ひ、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令
 - ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令
- 二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の割賦販売（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することを含む。）の相手方に対して、その者が取得しようとする宅地又は建物に關し、その割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
 - 一 現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）
 - 二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）
 - 三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分）で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二条第一項において同じ。）の額並びにその支払の時期及び方法
- 三 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合における売買の相手方に対して、その者が取得しようとする信託の受益権に係る信託財産である宅地又は建物に關し、その売買の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。ただし、その売買の相手方の利益の保護のため支障を生ずることがない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 当該信託財産である宅地又は建物の上存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有

者の氏名（法人にあつては、その名称）

二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要

三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私道に関する負担に関する事項

四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該信託財産である宅地又は建物に係る造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他の国土交通省令で定める事項

六 当該信託財産である建物が建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるもの

七 その他当該信託の受益権の売買の相手方の利益の保護の必要性を勘案して国土交通省令で定める事項

6 5 4 (略)

第一項から第三項までの書面の交付に当たつては、宅地建物取引士は、当該書面に記名押印しなければならない。

次の表の第一欄に掲げる者が宅地建物取引業者である場合においては、同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とし、前二項の規定は、適用しない。

宅地建物取引業者の相手方等		第一項	
第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方	第二項	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項	交付しなければ
		宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項	交付しなければ
交付して説明をさせなければ	交付して説明をさせなければ	交付しなければ	交付しなければ

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

第三十七条 (書面の交付)

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換に関し、自ら当事者として契約を締結したときはその相手方に、当事者を代理して契約を締結したときはその相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当事者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所
- 二 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示
- 三 当該建物が既存の建物であるときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項
- 四 代金又は交換差金の額並びにその支払の時期及び方法
- 五 宅地又は建物の引渡し時期

五 移転登記の申請の時期
六 代金及び交換差金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
八 損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容
九 代金又は交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合には、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しない
十 ときの措置

十一 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容
十二 当該宅地若しくは建物に種別若しくは品質に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置についての定めがあるときは、その内容

十三 当該宅地又は建物に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容
十四 前項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項
十五 前項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項

十六 借賃の額並びにその支払の時期及び方法
十七 借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
十八 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

十九 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じたものとみなす。
二十 一・二 (略)

第二十一条 (略)
第二十三条 (略)
第二十四条 (略)
第二十五条 (略)

第二十六条 (略)
第二十七条 (略)
第二十八条 (略)
第二十九条 (略)
第三十条 (略)
第三十一条 (略)
第三十二条 (略)
第三十三条 (略)
第三十四条 (略)
第三十五条 (略)
第三十六条 (略)
第三十七条 (略)
第三十八条 (略)
第三十九条 (略)
第四十条 (略)
第四十一条 (略)
第四十二条 (略)
第四十三条 (略)
第四十四条 (略)
第四十五条 (略)
第四十六条 (略)
第四十七条 (略)
第四十八条 (略)
第四十九条 (略)
第五十条 (略)
第五十一条 (略)
第五十二条 (略)
第五十三条 (略)
第五十四条 (略)
第五十五条 (略)
第五十六条 (略)
第五十七条 (略)
第五十八条 (略)
第五十九条 (略)
第六十条 (略)
第六十一条 (略)
第六十二条 (略)
第六十三条 (略)
第六十四条 (略)
第六十五条 (略)
第六十六条 (略)
第六十七条 (略)
第六十八条 (略)
第六十九条 (略)
第七十条 (略)
第七十一条 (略)
第七十二条 (略)
第七十三条 (略)
第七十四条 (略)
第七十五条 (略)
第七十六条 (略)
第七十七条 (略)
第七十八条 (略)
第七十九条 (略)
第八十条 (略)
第八十一条 (略)
第八十二条 (略)
第八十三条 (略)
第八十四条 (略)
第八十五条 (略)
第八十六条 (略)
第八十七条 (略)
第八十八条 (略)
第八十九条 (略)
第九十条 (略)
第九十一条 (略)
第九十二条 (略)
第九十三条 (略)
第九十四条 (略)
第九十五条 (略)
第九十六条 (略)
第九十七条 (略)
第九十八条 (略)
第九十九条 (略)
第一百条 (略)

第五十条の二の四 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)
第五十条の二の五 金融商品仲介業者(金融商品取引法第六十六条第一項に規定する組合契約をいう。)
第五十条の二の六 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。
第五十条の二の七 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約(民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約をいう。)、
第五十条の二の八 匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約をいう。)
第五十条の二の九 若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平

第五十条の二の十 不動産信託受益権等の売買等に係る特例)
第五十条の二の十一 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)
第五十条の二の十二 金融商品仲介業者(金融商品取引法第六十六条第一項に規定する組合契約をいう。)
第五十条の二の十三 匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約をいう。)
第五十条の二の十四 若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平

第五十条の二の十五 不動産信託受益権等の売買等に係る特例)
第五十条の二の十六 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)
第五十条の二の十七 金融商品仲介業者(金融商品取引法第六十六条第一項に規定する組合契約をいう。)
第五十条の二の十八 匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約をいう。)
第五十条の二の十九 若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平

成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。)に基づく権利(以下この条において「不動産信託受益権等」という。)の売主となる場合(暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。))を対価とする譲渡をする場合を含む。)又は不動産信託受益権等の売買(暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。)の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。))に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)(抄)【第十八条関係】

(保証金の支払)

第十三条 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないためその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。

○中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)(抄)【第十九条関係】

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十三条(略)

2・3(略)

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(清算人の財産調査義務)

第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告書)

第六十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 十の二(略)

十一 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 十六(略)

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）【第二十条関係】

第三十二条（総会の招集）
第三十二条（略）

- 3 組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求した場合においては、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 5 10 （略）

第三十三条（総会の議長）

- 2 議長は、総会に、議長を置く。
- 3 議長は、組合員（法人にあつては、その役員）のうちから総会で選挙する。
- 4 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。

第三十四条（総会の会議及び議事）

- 2 第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席組合員の過半数で決し、可決同数の場合においては、議長の決するところによる。

- 3 総会においては、第三十二条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

第三十五条（総会の部会）
第三十五条（略）

- 2 （略）
- 3 第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに前条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、これらの規定中「臨時総会」又は「総会」とあるのは「総会の部会」と、「組合員」とあるのは「当該部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

第三十六条（総代会）
第三十六条（略）

- 2 3 （略）
- 4 第三十二条第一項から第六項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。
- 5 （略）

第三十七条（議決権及び選挙権）
第三十七条（略）

- 2 （略）
- 3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行うことができる。

- 4 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。
- 5 (略)
- 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第四百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (三) (略)

四 第三十二条第一項（第三十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項から第五項まで（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第三十二条第九項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十二条第十項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 (十五) (略)

第四百四十六条 第三十二条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

○内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）【第二十一条関係】

・内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）

(議決権及び選挙権)

第二十一条 (略)

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 (略)

5 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならない。

(理事会)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとするができる。

4 (七) (略)

(臨時総会の招集)

第四十三条 (略)

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、臨時総会をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきことを決しなければならない。

第五十一条 (略)

25 (略)

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

7 (略)

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十項まで、第八百五十一条並びに第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十項まで、この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十二条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十五条、第五百二條の二第二項、第三百三條第三項、第二百二十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十八条 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く。)、第六条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二條から第五十條まで及び第五十二條から第五十五條までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会」と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九條中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第四項及び第二十六條中「十人」とあるのは「二」と、第二十八條第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)(抄)

(内航海運組合法の一部改正)

第一百六条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十五条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「第三十五条第五項」の下に「(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

○国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）【第二十二条関係】

・国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）

（設立委員等）

第百十九条 地域型基金を設立するには、加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣が任命した者が設立委員とならなければならない。

2 （略）

3 職能型基金を設立するには、その加入員となろうとする十五人以上の者が発起人とならなければならない。

4・5 （略）

（発起人）

第百三十七条の五 連合会を設立するには、その会員となろうとする二以上の基金が発起人とならなければならない。

（年金数理関係書類の年金数理人による確認等）

第百三十九条の二 この法律に基づき基金（第百十九条第一項又は第三項の規定に基づき基金を設立しようとする設立委員等を含む。）又は連合会（第百三十七条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

・確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（年金数理関係書類の年金数理人による確認）

第九十七条 この法律に基づき事業主等（第三条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会（第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識経験を有することその他の厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）【第二十二条関係】

（確定給付企業年金の実施）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

- 一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
- 二 企業年金基金（以下「基金」という。）の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2・3 (略)

(基金の合併)
第七十六条 (略)

2 (略)
3 合併によって基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。
4 (略)

(基金の分割)
第七十七条 (略)

2・3 (略)
4 分割によって基金を設立するには、分割により設立される基金の実施事業所となるべき厚生年金適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。
5 (略)

(発起人)
第九十一条の五 連合会を設立するには、その会員となろうとする二十以上の事業主等が発起人とならなければならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)
第九十七条 この法律に基づき事業主等(第三条第一項各号若しくは第七十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。)又は連合会(第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならぬ。

2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識経験を有することその他の厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

○農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(抄)【第二十三条関係】

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)
第四十二条 (略)

2 (略)
4 (略)
5 前項の監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書を添付したものとみなす。

(清算人の財産調査義務)

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、基金協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告書)

第五十三条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十五条の六の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 九の三 (略)

十 第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十一 十五 (略)

○建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号) (抄) 【第二十四条関係】

(議事録)

第四十二条 (略)

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。

3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の二人がこれに署名押印しなければならない。

4 第二項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び集会に出席した区分所有者の二人が行う法務省令で定める署名押印に代わる措置を執らなければならない。

5 (略)

(建物の一部が滅失した場合の復旧等)

第六十一条 (略)

2 4 第一項本文に規定する場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、集会において、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で、

滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

6 (略)

7 第五項の決議があつた場合において、その決議の日から二週間を経過したときは、次項の場合を除き、その決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。以下この条において「決議賛成者」という。)以外の区分所有者は、決議賛成者の全部又は一部に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。この場合において、その請求を受けた決議賛成者は、その請求の日

から二月以内に、他の決議賛成者の全部又は一部に対し、決議賛成者以外の区分所有者を除いて算定した第十四条に定める割合に応じて当該建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

8 第五項の決議の日から二週間以内に、決議賛成者がその全員の合意により建物及びその敷地に関する権利を買い取ることができる者を知したときは、その指定された者(以下この条において「買取指定者」という。)がその旨を決議賛成者以外の区分所有者に対して書面で通知したときは、その通知を受けた区分所有者は、買取指定者に対してのみ、前項前段に規定する請求をすることができる。

9 買取指定者が第七項前段に規定する請求に基づく売買の代金に係る債務の全部又は一部の弁済をしないときは、決議賛成者(買取指定者となつたものを除く。以下この項及び第十三項において同じ。)は、連帯してその債務の全部又は一部の弁済の責めに任ずる。ただし、決

議賛成者が買取指定者に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、この限りでない。

10 第五項の集会を招集した者（買取指定者の指定がされているときは、当該買取指定者）は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四月以上の期間を定めて、第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を書面で催告することができる。

11 前項に規定する催告を受けた区分所有者は、前項の規定により定められた期間を経過したときは、第七項前段に規定する請求をすることができない。

12 (略)

13 第二項、第七項、第八項及び前項の場合には、裁判所は、償還若しくは買取りの請求を受けた区分所有者、買取りの請求を受けた買取指定者又は第九項本文に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(区分所有権等の売渡し請求等)

第六十三條 建替え決議があつたときは、集会を招集した者は、遅滞なく、建替え決議に賛成しなかつた区分所有者（その承継人を含む。）に対し、建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を書面で催告しなければならない。

2 前項に規定する区分所有者は、同項の規定による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。

3 (略)

4 第二項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる者として指定された者（以下「買受指定者」という。）は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含む。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すことを請求することができる。建替え決議があつた後にこの区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含む。）の敷地利用権についても、同様とする。

5 (略)

6 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第四項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金銭をその区分所有権又は敷地利用権を現在有する者に提供して、これらの権利を売り渡すべきことを請求することができる。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

7 (略)

○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）【第二十五条関係】

(鑑定評価書等)

第三十九條 不動産鑑定業者は、不動産の鑑定評価の依頼者に、鑑定評価額その他国土交通省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならぬ。

2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に關与した不動産鑑定士がその資格を表示して署名押印しなければならない。

3 (略)

○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）【第二十五条関係】

・改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）

(鑑定評価書等)

第三十九条 不動産鑑定業者は、不動産の鑑定評価の依頼者に、鑑定評価額その他国土交通省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならない。

2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない。
(略)

3 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)(抄)

附則

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第六条 第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者(次条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法附則第四項及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)第四条の規定により不動産鑑定士補となる資格を有する者を含む。)については、旧鑑定評価法第二条の二から第二条の五まで、第十五条から第二十一条まで、第二十三条第二項第二号、第二十八条第二号、第三十一条第一項第二号、第三十四条、第三十九条第二項、第四十条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。

2 (略)

○漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(抄)【第二十六条関係】

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(清算人の財産調査義務)

第五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告書)

第六十条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(準用規定)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十六条の二から第六十一条の五までの規定を準用する。

- 一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。
 - 二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。
 - 三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

- 第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができるときに限り、提供するものとする。
 - 一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。
 - 二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。
 - 三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に求めがあつたとき。
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

- 第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。
- 一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。
- 二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。
- 三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項に

において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 機構は、機構保存本人確認情報(個人番号を除く。)を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

(本人確認情報等の提供に関する手数料)

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けた総務省(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード(以下「受領した本人確認情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者若しくは受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし

てはならない。

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職

3 員若しくはこれらの職にあつた者又は総務省の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
 3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇七十一の五（略）	（略）
七十一の六 厚生労働省	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による同法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の七（略）	（略）
七十一の八 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第九十五条の処遇改善の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二〇百二十三（略）	（略）

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一〇五の三（略）	（略）
五の四 指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の第二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の五〇五の十二（略）	（略）
五の十三 市町村長	一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十四〇五の十六（略）	（略）
五の十七 市町村長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十八〇五の二十五（略）	（略）
五の二十六 市長又は福祉事務所を管理する町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の

別表第五（第三十条の十五関係）

一（略）

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるものの三（略）

・身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

第三十八号（費用の徴収）

2 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（抄）

（処遇改善の請求）

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

・児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一（略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ・ロ（略）

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ（略）

三（略）

四（略）

・知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）

（連絡調整等の実施者）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 (略)
 - 二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。
 - イ・ロ (略)
 - ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 2 (略)

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第五項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

・住民基本台帳法の一部改正

第十四条

住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。
別表第四の一の八の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

・道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (略)

六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限る。）、第十五条、第十六条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十条の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第十八条及び第二十二條（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條の二第三項の改正規定並びに同法第十二項の表第百条第一項の項及び同表第百条第二項の項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

・住民基本台帳法の一部改正

第十八条

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の百十三の項中「第六十七条の記入」を「第六十七条第一項の変更記録」に改める。

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）

（住民基本台帳法の一部改正）
第二条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

（略）
第三十条の九中「第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「一」及び「二」という。）」を削り、同条ただし書中「別表第一」を「同表」に改める。

（略）
第三十条の十第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第三号」を「第四号」に改める。
第三十条の十二第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。

（略）
3 第三十条の十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。

（略）
第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。
（略）
第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（国の機関等への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係る関係求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から戸籍の附票に関する事務の処理に求めがあつたとき。
2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供

は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十第二項の規定による事務の処理に関する請求があつたとき。

二 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関する請求があつたとき。

二 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

四 統計資料（国外転出者に係るものに限る。）の作成を行うとき。

二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るもの
に求めがあつたとき。
 - 3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供するに限る。）に利用することができる。
 - 4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。
 - 5 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。
 - 6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。
 - 7 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。
 - 8 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。
- （附票本人確認情報の提供に関する手数料）
第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手料を徴収することができる。
- （附票本人確認情報の保護）
第三十条の四十四の十二 前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

四十四の四 国税庁

酒税法（昭和二十八年法律第六号）による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- （略）
別表第二中「第三十条の十」の下に「第三十条の四十四の三」を加える。
別表第二の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「又は附票通知都道府県」を加え、同表中一の七の項を一の八の項とし、一の二の項から一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「同法第九十条の二第一項の罹り災証明書交付」を加え、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

（略）
別表第三中「第三十条の十一」の下に「第三十条の四十四の四」を加える。
別表第三の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）（抄）

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三條の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、「第十二條の改正規定、第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第三号の改正規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中健康保険法附則第五條の四を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金法等改正法」という。）附則第二十条及び第六十年法律第六十四條の改正規定、附則第五十五條中使用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

二（略）

七 第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、「第二十二條の規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表の改正規定、同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、「同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。）、「同法附則第四十條第二項及び第四十一條第二号の改正規定、同法附則第四十九條の次に加える改正規定並びに同法附則第五十一條、第五十二條、第五十七條から第五十九條までの改正規定、同法附則第九十三條の改正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、「同条の次に加える改正規定、同法附則第三條第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第三十一條第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一條第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一條第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六條、第二十九條から第三十三條まで及び第八十九條から第九十一條までの規定並びに附則第九十二條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八（略）

（住民基本台帳法の一部改正）
第九十二條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の五の項を削り、七十一の六の項を七十一の五の項とし、七十一の七の項を七十一の八の項を七十一の七の項とし、同表の七十七の四の項中「、第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。

・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）（抄）

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)
二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第百五十六条の六十六までの改正規定、同法第百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第百五十六条の七十五の改正規定、同法第百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る。)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第二十五号(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。)及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(住民基本台帳法の一部改正)
第二十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
別表第一の十二の項中「第四十一条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

十二の二 金融庁又は財務省	金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)による同法第十二条の登録、同法第十条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------	--

・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)(抄)

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二 (略)

(住民基本台帳法の一部改正)
第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百三の二の項の次に次のように加える。

百三の三 国土交通省	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	---

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十一号)(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条中航空法第百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八條」を「第八條第一項」に、「又は同法」を「」、同法」に改め、「許可」の下に「」、同法第百三十一條の六第一項の登録、同法第百三十一條の八第一項の登録の更新、同法第百三十一條の十第一項の届出又は同法第百三十一條の十三第一項の登録の抹消」を加える。

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)【第二十八條關係】

(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

第二十四條の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届(前條の規定による届出をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、最初の転入届(当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六條において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六條第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十條の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十條の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のものを提供することを要しない。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九條第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供する場合とする。

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の

提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五（略）

2（略）

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（受領者等による本人確認情報等の安全確保）

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けた総務省（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。受領者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一、七十一の五 (略)	(略)
七十一の六 厚生労働省	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による同法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の七 (略)	(略)
七十一の八 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)による同法第九十五条の処遇改善の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二、二百二十三 (略)	(略)

別表第二(第三十条の十関係)	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
五の二十六 市長又は福祉事務所を管理する町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支給若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)以下この項、別表第三の七の十三の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の三において「平成十九年改正法」という。による平成十九年改正法附則第四条第一項の支給若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)以下この項、別表第三の七の十三の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の三において「平成二十五年改正法」という。附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第三(第三十条の十一関係)	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
一、七 (略)	(略)	(略)
七の二 都道府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七の三、二十九 (略)	(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一〇八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるものの三〇三十四 (略)

・ 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) (抄)

(試験の執行)

第十二条 税理士試験は、国税審議会が行う。

2 (略)

(登録)

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

(監督上の措置)

第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 (略)

・ 医師法(昭和二十三年法律第二百一号) (抄)

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・ 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号) (抄)

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・ 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号) (抄)

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

・ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第三条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

（免許）

第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・ 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）（抄）

（免許）

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

・ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）

（免許）

第三条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

・ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）（抄）

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（抄）

（免許）

第三条 視能訓練士になろうとする者は、視能訓練士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）

（免許）

第三条 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）

(免許)
第三条 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

(免許)
第三条 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

・言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）（抄）

(免許)
第三条 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十三条第六号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

2 略

・柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

(免許)
第三条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

・栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）（抄）

第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

2 (略)
3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

・薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）

（免許）
第二条 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）

（登録）
第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録）
第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2 (略)

・精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（抄）

（登録）
第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

・公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）

（登録）
第二十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

・社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（登録）
第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2・3 (略)

・児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登

録を受けなければならない。
2・3 (略)

・介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（介護支援専門員の登録）
第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができず、この限りでない者として厚生労働省令で定めるもの
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四 登録の申請前五年以上以内に居宅サービス等に関する禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 (略)

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第五項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号の改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。
別表第四の一の八の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

(略)
(国の機関等への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係る申し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の請求があつたときは、この限りでない。

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の請求があつたときは、この限りでない。

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を通じて同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を通じて同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を通じて同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を通じて同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

票に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（附票本人確認情報の利用）

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）。

四 統計資料（国外転出者に係るものに限る。）の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する請求があつたとき。

3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。）に利用することができる。

4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

5 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。

6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。

7 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。

8 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものを利用することができる。

（附票本人確認情報の提供に関する手数料）

第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数を徴収することができる。

（附票本人確認情報の保護）

第三十条の四十四の十二 前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

(略)

別表第一中「第三十条の三十」の下に「、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える。
別表第一の三十一の項中「又は登記名義人」を「、登記名義人」に、「に関する」を「又は同法第三百三十一条第一項の申請に関する」に改め、同表の四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四 国税庁

酒税法（昭和二十八年法律第六号）による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

別表第二中「第三十条の十」の下に「、第三十条の四十四の三」を加える。

別表第二の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「又は附票通知都道府県」を加え、同表中一の七の項を一の八の項とし、一の二の項から一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「、同法第九十条の二第一項の罹り災証明書交付」を加え、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

(略)

別表第三中「第三十条の十一」の下に「、第三十条の四十四の四」を加える。

別表第三の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

(略)

別表第四中「第三十条の十二」の下に「、第三十条の四十四の五」を加える。

別表第四の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の八の項を一の九の項とし、一の二の項から一の七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「、同法第九十条の二第一項の罹り災証明書の交付」を加え、同項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

(略)

別表第五中「第三十条の十五」の下に「、第三十条の四十四の六」を加える。

(略)

別表第六中「第三十条の十五」の下に「、第三十条の四十四の六」を加える。

(略)

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

号利用法第十九条第四号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中使用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

二（略）

七 第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため、の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定、同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二十一条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「、第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、同条の次に加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「、第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中七十一の五の項を削り、七十一の六の項を七十一の五の項とし、七十一の七の項を七十一の八の項を七十一の七の項とし、同表の七十七の四の項中「、第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号から第六号まで」に改める。

・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十

号) (抄)

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第百五十六条の六十六までの改正規定、同法第百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第百五十六条の七十五の改正規定、同法第百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る。)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第二十五条(金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。)及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
別表第一の十二の項中「第四十一条第一項」を「第四十一条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

十二の二 金融庁又は財務省

金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)による同法第十二条の登録、同法第十条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号) (抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百三の二の項の次に次のように加える。

百三の三 国土交通省

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する

法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

三 第一条中航空法第百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四（略）

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八条」を「第八条第一項」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「許可」の下に「^三、同法第百三十一条の六第一項の登録、同法第百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第百三十一条の十第一項の届出又は同法第百三十一条の十三第一項の登録の抹消」を加える。

○通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）【第二十九条関係】

（通関士の審査等）

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの（通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。）については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

（押印等の効力）

第二十一条 第十四条の規定による通関士の記名押印又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）【第三十条関係】

（登録）

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（審査事項等を記載した書面の添付等）

第十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）を作成した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となつた事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

2 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）で他人の作成したものにつき相談を受けてこれらを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従つて作成されていると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従つて作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申

- 3 請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。
当該添付書面又は当該付記の末尾に社会保険労務士である旨を付記した上、記名押印しなければならない。

(設立)
第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人(第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うことを目的として、社会保険労務士が設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(名称)
第二十五条の七 社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十五条の八 社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。

- 2 次に掲げる者は、社員となることができない。
一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二 第二十五条の二十四第一項の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

○都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)【第三十一条関係】

(総会の招集)

第三十一条(略)

- 2 (略)
3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
5 (略)

(総会の議事等)

第三十二条(略)

2・3 (略)

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総会の部会)

第三十四条(略)

2 (略)

3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

第三十五條 (総代会)
(略)

2・3 (略)
4 第三十一條第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二條(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。
5 (略)

(議決権及び選挙権)
第三十七條 (略)

2・3 (略)
4 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
5 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二條第一項(第三十四條第三項及び第三十五條第四項において準用する場合を含む。)及び第三十三條(第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6 (略)
7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第四百六十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一(三) (略)

四 第三十一條第一項(第三十五條第四項において準用する場合を含む。)又は第三項若しくは第四項(第三十四條第三項及び第三十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第三十一條第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一條第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。
七(十三) (略)

第四百七十七條 第三十一條第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号) (抄) 【第三十二條関係】

(総会の議決事項等)
第四十五條 (略)

2 土地区画整理法第三十二條第一項から第八項までの規定は総会の招集について、同法第三十三條の規定は総会の議長について準用する。

(総会の部会)
第四十七條 (略)

3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二條第二項から第五項まで及び第八項、第三十三條並びに第三十四條第三項の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第四十八条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条(第七項、第九項及び第十項を除く。)、第三十三条(第四項ただし書を除く。)、及び第三十四条第三項の規定は総代会について、同法第三十六条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第四十九条 (略)

- 2 (略)
- 3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第四十六条第二項(第四十七条第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。
- 5 (略)
- 6 土地区画整理法第三十八条第六項の規定は、代理人について準用する。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四十五条第二項若しくは第四十八条第四項において準用する土地区画整理法第三十二条第一項の規定又は第四十五条第二項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第四項において準用する同法第三十二条第三項から第五項までの規定に違反したとき。
- 二 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第七項の規定に違反した者

○農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号) (抄) 【第三十三条関係】

(議決権及び選挙権)

第十八条 (略)

- 2 組合員は、定款で定めるところにより、第三十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 4 (略)
- 5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第三十七条 (略)

- 2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。
- (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(清算事務)

第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告)

第七十九条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一(略)

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二(略)

2 (略)

○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）【第三十四条関係】

(登録)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(登録)
第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一条並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)
第四十三条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定登録機関」という。）に介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下この章において「登録事務」という。）を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十六条第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

附 則

(登録)
第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。
3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号（第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に准介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条

の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二号中「第十四條第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「、第十四條第一項から第三項まで又は前條」とあるのは「又は前條」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「附則第五條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

○借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）【第三十五條關係】

（定期借地権）

第二十二條 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。次條第一項において同じ。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

（定期建物賃貸借）

第三十八條 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によつて契約をするときに限り、第三十條の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九條第一項の規定を適用しない。

2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

4 5 7 （略）

（取壊し予定の建物の賃貸借）

第三十九條 法令又は契約により一定の期間を経過した後建物を取り壊すべきことが明らかなる場合において、建物の賃貸借をするときは、第三十條の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができる。

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき事由を記載した書面によつてしなければならない。

○看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）【第三十六條關係】

第九条 削除

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）【第三十七條關係】

（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付）

第二十四條 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

- 2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- 3 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)

- 第二十五条 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立したときは、当該不動産特定共同事業契約の当事者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 一 不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別
- 二 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産を特定するために必要な表示及びその不動産取引の内容
- 三 事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項
- 四 不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項
- 五 契約期間に関する事項
- 六 契約終了時の清算に関する事項
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 その他主務省令で定める事項
- 2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- 3 (略)

(財産管理報告書の交付等)

- 第二十八条 (略)
- 2 不動産特定共同事業者は、事業参加者に対し、主務省令で定めるところにより、定期に、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況についての報告書を交付しなければならない。
- 3 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- 4 (略)

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の許可申請書に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十七条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、事務所を開設し、又は必要な措置を執らなかつた者
- 三 第二十四条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の申込者に対し交付した者
- 四 第二十五条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の当事者に対し交付した者
- 五 第二十八条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記名押印のない書面を事業参加者に対し交付した者
- 六 第二十九条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させた者
- 七 第三十二条(第五十七条において準用する場合を含む。)又は第六十一条第一項の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存した者

- 八 第三十三条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者
- 九 第三十七条第一項前段若しくは第二項若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者（第十七条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。）を解任せず、又は第三十七条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務管理者を選任した者
- 十 第四十条第一項若しくは第五十八条第九項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十一 第五十八条第二項の規定による届出に虚偽の届出をした者
- 十二 第五十八条第三項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）（抄）【第三十八条関係】

（設立の登記）

第七条（略）

2 前項の規定による登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 主たる事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名及び住所
- 五 解散の事由を定めるときは、その事由

3 （略）

（変更の登記）

第七条の二 第四条第一項の規定による法人である政党（当該政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合における当該政治団体（第十二条第一項の規定により法人でなくなったものを除く。）を含む。以下「法人である政党等」という。）において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定による登記の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項の変更があったことを証する代表権を有する者の記名押印した書面（代表権を有する者の変更があった場合には、他に代表権を有する者があるときは当該変更があったことを証するその者の記名押印した書面とし、他に当該書面を作成することができない代表権を有する者がいないときは当該変更があったことを証する代表権を有していた者及び代表権を有するに至った者の記名押印した書面とする。）を添付しなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第七条の三 法人である政党等がその主たる事務所の他の登記所の管轄区域内に移転したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。前項の規定による登記の申請書には、主たる事務所の移転があったことを証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

（解散）

第十條 (略)

- 2 (略)
- 3 法人である政党等が解散したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならぬ。この場合においては、解散の旨、その事由及びその年月日を登記しなければならぬ。
- 4 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由の発生を証する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)

第十二條 (略)

- 2 前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなったときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人でなくなった旨の登記をしなければならない。この場合においては、法人でなくなった旨、その事由及びその年月日を登記しなければならない。
- 3 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。
- 4 (略)

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）【第三十九條關係】

第五十一條 (略)

- 2 組合員は、定款で定めるところにより、第七十條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 4 (略)
- 5 代理人は、代理権を証する書面を計画整備組合に提出しなければならない。

(総会の招集)

第六十九條 (略)

- 2 (略)
- 3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 理事の職務を行う者がいないとき、又は前項の規定による請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員の変更の請求)

第七十四條 (略)

- 2・3 (略)
- 4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合においては、第六十九條第三項及び第四項の規定を準用する。
- 5・6 (略)

(総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用)
第五百十一条 都市再開発法第三十一条の規定は事業組合の総会の招集について、同法第三十二条の規定は事業組合の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第五項中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(総会の部会)
第五百十三条 (略)

2 (略)
3 都市再開発法第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条の規定並びに前条の規定は、事業組合の総会の部会について準用する。この場合において、同法第三十一条第三項中「組合員が」とあるのは「部会を組織する組合員が」と、同項及び同法第三十二条第一項並びに前条中「総組合員」とあるのは「部会を組織する総組合員」と、同法第三十一条第六項及び第三十二条第三項中「組合員」とあるのは「部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)
第五百十四条 (略)

2・3 (略)
4 都市再開発法第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

(議決権及び選挙権)
第五百十六条 (略)

2・3 (略)

4 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第五百十一条、第五百十三條第三項及び第五百十四條第四項において準用する都市再開発法第三十二条第一項の規定並びに第五百十二条(第五百十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6 (略)
7 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。

第三百二十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一(三) (略)

四 第六十九條第三項又は第四項(これらの規定を第七十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五(十五) (略)
2 (略)

第三百三十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一(三) (略)

四 第五百十一条若しくは第五百十四條第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第四項の規定又は第五百十三條第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、総会、総会の部会又は総代会を招集しなかった

とき。

五 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第七項の規定に違反して、書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七十三 (略)

第三百三十一条 第五百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第五項の規定に違反して、最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

○精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）（抄）【第四十条関係】

（登録）

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録事項の変更の届出等）

第三十一条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

（変更登録等の手数料）
第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 (略)

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）【第四十一条関係】

・資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ及び費用の負担）

第二百三十一条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができ費用（第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十条において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に關して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に關して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしては

ならない。

2 (書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第二百四十五条 権利者集会に出席しない受益証券の権利者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 信託法第一百条第一項及び第二項(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第一百五十二条及び第三項(書面による議決権の行使)並びに第一百六条(電磁的方法による議決権の行使)並びに会社法第三百十一条第三項及び第四項(書面による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、信託法第一百条第一項中「召集者は、前条第一項」とあるのは「特定目的信託にあつては、召集者は、権利者集会の召集」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (書面による決議)

第二百五十条 権利者集会の決議を行う場合において、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるとき、又は受益証券の権利者(議決権を有する者に限る。)の全員の同意があるときは、書面による決議を行うことができる。

2 書面による決議は、権利者集会の決議と同一の効力を有する。

3 第六十三条第一項から第三項までの規定及び権利者集会に関する規定(第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (代表権利者を選任した場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使)

第二百五十六条 権利者集会において代表権利者を選任した場合は、代表権利者の権利に属する特定目的信託の受益者及び委託者の権利は、代表権利者のみが、これを行使することができる。

2 前項の場合において、各受益証券の権利者は、書面をもって、代表権利者に対してその権利(権利者集会の召集に係る権利並びに信託法第三十六条(信託事務の処理の状況についての報告義務)、第三十八条(帳簿等の閲覧等の請求)及び第三十九条(他の受益者の氏名等の開示の請求)の権利を除く。)を行すべきことを請求することができる。

3 前項の請求があつた場合において、代表権利者は、当該請求を行った受益証券の権利者が当該特定目的信託の事務の遂行を妨げ、又は受益証券の権利者共同の利益を害する目的で請求を行ったと認められる場合その他の正当な理由がある場合でなければ、これを拒むことができない。

2 (受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六十七条 百分の三(これを下回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)以上の元本持分を有する受益証券の権利者は、第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、受託信託会社等に対し、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 信託法第三十七条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求
- 二 信託法第三十七条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 三 信託事務の処理の状況についての報告の請求
- 四 前項の請求は、理由を付した書面をもって行わなければならない。

3 2 (略)

2 (反対者の買取請求権)

第二百七十一条 第二百六十九条第一項(第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定

- 2 書面をもって通知し、かつ、当該権利者集会において反対した受益証券の権利者は、当該受託信託会社等に対し、自己の有する受益権を当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。
- 3 前項の規定により受託信託会社等が受益権の買取りを行うときは、当該買取りの対価その他これに要した費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。
- 5 (略)

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（抄）

（資産の流動化に関する法律の一部改正）
第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

（略）

第二百四十五条第二項中「及び第四項（書面による議決権の行使）」を「から第五項まで（書面による議決権の行使）及び第三百十二条第四項から第六項まで（電磁的方法による議決権の行使）」に改め、「権利者集会の招集」との下に「、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「府令」と、「知れている受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」とを、「第二百四十二条第三項」との下に「、「受益者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「受益証券の権利者の」と、「同法第三百十五條第二項及び第三百十六條第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第九條第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、「会社法第三百十一条第三項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第二百五條第二項」と、「同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第二百五條第二項」と、「同法第三百十二条第四項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第二百四十五条第二項」と、「同法第三百十二条第四項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「同条第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と」を加える。

（略）

第二百五十條第三項中「第六十三條第一項から第三項までの規定及び」及び「第六十三條第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほか」を削る。

（略）

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（抄）【第四十二条関係】

（対象建設工事の届出等）

- 第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 解体工事である場合において、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 (略)
2・3 (略)

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 (略)
第四十四条 (主務大臣等)

2 この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項及び第三項、第二十二條第二項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに次条の主務省令については、国土交通大臣の発する命令とする。

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)(抄) 【第四十三条関係】

・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)(抄)

(重要事項の説明等)

第七十二条 マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約(新たに建設されたマンションの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。)を締結しようとするとき(次項に規定するときを除く。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの(以下「重要事項」という。)について説明をさせなければならない。この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。

2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれていないときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

4 (略)

5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

(契約の成立時の書面の交付)

第七十三条 マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、当該管理組合の管理者等(当該マンション管理業者が当該管理組合の管理者等である場合又は当該管理組合に管理者等が置かれていない場合にあつては、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員)に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 管理事務の対象となるマンションの部分

二 管理事務の内容及び実施方法（第七十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）

三 管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

四 管理事務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容

五 契約期間に関する事項

六 契約の更新に関する定めがあるときは、その内容

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 その他国土交通省令で定める事項

2 マンション管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第九十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第十号とし、同条第四号中「第五十六条第三項」の下に「又は第八十八条第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第五号とし、同条の次に次の四号を加える。

六 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、又は同条第三項に規定する方法により提供する場合において、同項に規定する事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

七 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

八 第八十条又は第八十七条の規定に違反したとき。

九 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十 第九十九条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号とし、同条第一号中「者で」を「者が」に、「もの」を「とき。」に改め、同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第五条の八、第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十九条に次の一号を加える。

十一 第九十九条第一項の規定による事業計画書若しくは収支予算書若しくは同条第二項の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決算書を提出したとき。

第九十九条に次の一項を加える。

2 前項第八号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（略）

第七十二条第一項中「当該建設工事の完了の日から」を「分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマンションの区分所有者等が変動することが見込まれる期間として」に、「期間を経過する日までの間」を「期間中」に改め、同条第三項に次のただし

区分所有者等が変動することが見込まれる期間として」に、「期間を経過する日までの間」を「期間中」に改め、同条第三項に次のただし

書を加える。

ただし、当該説明は、認定管理者等から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があつたときは、マンション管理者による当該認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付をもつて、これに代えることができる。

第七十二条に次の一項を加える。

6 マンション管理者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第七十三条に次の一項を加える。

3 マンション管理者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

(略)

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）【第四十四条関係】

・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）

（登録の基準等）

第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 五（略）

六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ 書面による契約であること。

ロ 〃 〃（略）

七 〃 〃（略）

2 〃 〃 5（略）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第十七条 登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十二条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がいないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この章において同じ。）であるものに限る。以下この章において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行おうとする者（以下「終身賃貸事業者」という。）は、当該事業について都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣。以下この章において同じ。）の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をするときに限り、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃

借人に係る建物の賃貸借）について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

（事業認可申請書）

第五十三条 終身賃貸事業者は、前条の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一（八）（略）

二 終身賃貸事業者は、前条の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第五条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

（認可の基準）

第五十四条 都道府県知事は、第五十二条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をすることができる。

一（略）

二 賃貸住宅において、公正証書による等書面によつて契約をする建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「終身建物賃貸借」という。）をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借（借地借家法第三十八条第一項の規定による建物賃貸借をいい、一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。）をする場合は、この限りでない。

三 賃貸住宅の賃借人となろうとする者（一戸の賃貸住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全て）から仮に入居する旨の申出があつた場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。

四（八）（略）

（事業の認可の通知）

第五十五条 都道府県知事は、第五十二条の認可をしたときは、速やかに、その旨を当該認可を受けた終身賃貸事業者に通知しなければならない。

（事業の変更）

第五十六条 第五十二条の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二（略）

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

第五十七条 第五十二条の認可（前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。）を受けた終身賃貸事業者（以下「認可事業者」という。）は、当該事業の認可に係る賃貸住宅（以下「認可住宅」という。）において、第五十四条第二号及び第三号の規定にかかわらず、賃借人となろうとする者（一戸の認可住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全て）から特に申出があつた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をする建物の賃貸借（一戸の認可住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）であつて借地借家法第三十八条第一項の規定により契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。）をすることができる。

む。)の期間の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、区分所有法第六十三條第四項(区分所有法第七十條第四項)において準用する場合を含む。)に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含む、その後建替え合意者等となつたものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含む、その後建替え合意者等となつたものを除く。)の敷地利用権について、同様とする。

2 (略)

3 区分所有法第六十三條第五項から第七項まで(区分所有法第七十條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三條第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五條第一項」と読み替えるものとする。

第二十八條 (略)

2 (略)

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して總會の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時總會を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに總會を招集しないときは、監事は、同項の期間經過後十日以内に臨時總會を招集しなければならない。

5 (略)

6 (略)

第二十九條 (略)

2 (略)

3 (略)

4 總會においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した會議の目的である事項についてのみ議決することができる。

第三十條 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第二十八條第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九條(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 (略)

第三十一條 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十三條 (略)

2 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九條第一項(第三十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 (略)

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(権利変換計画の内容)

第五十八条 (略)

2 施行マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に關して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。))又は区分所有法第六十三条第四項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。))の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。

3 区分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は区分所有法第七十条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十八号の施行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。

(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかつた組合員に対する売渡し請求等)

2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項(区分所有法第七十条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による明渡しの請求があつた者は、明渡しの期限までに、施行者に明け渡さなければならない。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないときは、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))若しくは第六十六条の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四条第三項(第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第九十条 (略)

2 (略)

10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「建替えに」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。))第二条第一項第六号に規定するマンション敷地売却(以下単に「マンション敷地売却」といふ。))に」と、同条第三項から第五項まで及び区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは、「マンション敷地売却」と、区分所有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは、「円滑化法第八十条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション(円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。))及びその敷地(マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。))であるときは、その借地権。以下同じ。))についての権利の移転(円滑化法第二百二十条第一項の規定による売却マ

ンション(円滑化法第十六条に規定する組合をいう。以下同じ。))が設立された場合にあつては、円滑化法第二百二十九条の規定による売却マ

う。)がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転等」と、「その着手をしなかつた」とあるのは「権利の移転等がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを」とあるのは「マンション敷地売却を」と読み替えるものとする。

2 (区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)

第二百二十四条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第二項の期間の満了の日)であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第四項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後にはマンション敷地売却合意者となつたものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。マンション敷地売却決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後にはマンション敷地売却合意者となつたものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。

3 2 (略)

3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第五項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。)」第二項第一項第八号に規定するマンション敷地売却に」と、「建替え決議」とあるのは「円滑化法第八号第一項に規定するマンション敷地売却決議(以下単に「マンション敷地売却決議」という。)」と、同条第六項中「建替え決議」とあるのは「マンション敷地売却決議」と、「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第四十九条の規定による売却マンション(円滑化法第二条第一項第十七号に規定する売却マンション)をいう。以下同じ。)」及びその敷地(売却マンション)の敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。))であるときは、その借地権(円滑化法第二百二十四条第一項)と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「組合への帰属がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「組合への帰属」と、「その着手をしなかつた」とあるのは「組合への帰属がないとき」と読み替えるものとする。

(総会の招集及び議事についての規定の準用)

第二百二十九条 第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」とあるのは「第二百二十条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第二百三十一条」と読み替えるものとする。

2 (総代会)

3 1 (略)

2 2 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(議決権及び選挙権)

第二百三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 (略)

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二百二十九条及び第三百三十一条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 (略)
6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(分配金取得計画の内容)
第四百十二条 (略)

2 売却マンションに関する権利又はその敷地利用権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第八十条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項又は第二百二十四条第一項の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして分配金取得計画を定めなければならない。

第五百五十五条 売却マンション又はその敷地を占有している者は、権利消滅期日(第八十条第十項及び第二百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあつては、当該期限の日)までに、組合に売却マンション又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第五十一条の規定による支払若しくは第五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第八十条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項若しくは第二百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第三十一条第四項、第二百二十九条及び第三百一十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかつたとき。
五 (略)

第七十七条 第二十八条第五項(第二百二十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

・マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号) (抄)

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)
第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

(略)
第六十四条第二項中「区分所有法第七十条第四項において」を削り、「規定を」の下に「区分所有法第七十条第四項において」を加える。

(略)
第八十条第六項第三号を削り、同条第十項中「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

(略)
第二百二十四条第三項中「、区分所有法第六十三条第五項」を「、同条第五項」に、「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

(略)

○健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）【第四十七条関係】

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	基本方針等（第七条―第九条）
第三章	国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）
第四章	保健指導等（第十七条―第十九条の四）
第五章	特定給食施設（第二十条―第二十四条）
第六章	受動喫煙防止
第一節	総則（第二十五条―第二十八条）
第二節	受動喫煙を防止するための措置（第二十九条―第四十二条）
第七章	特別用途表示等（第四十三条―第六十七条）
第八章	雑則（第六十八条・第六十九条）
第九章	罰則（第七十条―第七十八条）
附則	

（報告の徴収）

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）【第四十八条・第四十九条関係】

・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	認証業務
第一節	署名認証業務
第一款	署名用電子証明書（第三条―第十六条）
第二款	署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）
第二節	利用者証明認証業務
第一款	利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）
第二款	利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の三）
第三節	認証事務管理規程等（第三十九条―第四十三条）
第三章	認証業務情報等の保護（第四十四条―第六十四条）
第四章	雑則（第六十五条―第七十二条）
第五章	罰則（第七十三条―第七十九条）

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書

（署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができ、

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることを確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をすることができ、署名利用者が確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。）その他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び署名利用者検証符号を機対し通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機対し、総務省令で定めるところにより、機対し電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所市町村長又は機対し電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機対し又は住所市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

（署名利用者符号の適切な管理）

第四条 署名利用者は、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

り」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る署名用電子証明書の番号、第九条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名利用者異動等失効情報の記録)

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。)によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があったこと。
二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

(署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書記録誤り等があった署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名用電子証明書記録誤り等」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 機構は、署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき(以下この条において「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書の失効)

第十五条 署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
二 機構が第十二条の規定により署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

五 機構は、前項第三号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、署名用電子証明書記録誤り等があつた署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならず、速やかに当該署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならず。

三 機構は、第一項第四号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条 機構は、総務省令で定めるところにより、署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている署名用電子証明書失効情報)(第十一条の規定により保存する署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する署名用電子証明書失効情報、第十三条の規定により保存する署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一(略)

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子署名利用者が当該電子署名利用者が当該電子署名を行ったこと、の認定を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの

二 前項第五号又は第六号の認定(次項において「認定」という。)は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

三 その期間の経過によって、その効力を失う。

一 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなったとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなつたとき

二 認定を受けた者が第十九条、第五十一条第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき

四 認定を受けた者が第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。))又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。)の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同

条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項の規定に違反した利用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項の規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項の規定する受領した利用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条第一項に規定する受領した利用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

4
5
6
(略)

第十八条 署名検査者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

（署名検査者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）
第十八条 機構は、次条第一項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検査者又は団体署名検査者（以下「署名検査者等」という。）の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報を含む。）の提供を行うものとする。

二 機構は、署名検査者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

三 機構は、署名検査者が第三十六条第二項に規定する利用電子証明書である場合において、当該署名検査者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 利用電子証明書利用者について当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号

二 署名利用者について当該署名利用者に係る第二十条第一項に規定する利用電子証明書発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する利用電子証明書発行の番号

四 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検査者等に対する前三項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検査者等が次条、第二十条第一項若しくは第三項、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 署名検査者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検査者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検査者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

- 五 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。
- 六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明書電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき。
- 五 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項又は第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。
- 一 署名検証者が第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条第四項の規定に違反したとき。
- 二 署名検証者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。
- 三 署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 四 署名検証者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。
- 五 第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務（署名検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十九条（署名検証者の義務）

- 二 受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。
- 三 （略）

第二十条（団体署名検証者の義務）

- 二 規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。
- 二 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第五項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、前項の規定による回答をしないことができる。
- 三 （略）

第二十一条（署名確認者の義務）

署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき（第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電

2 子署名が行われたことを確認しなければならない。
(略)

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二條 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をすることができる。利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(利用者証明利用者符号の適切な管理)
第二十三條 利用者証明利用者は、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(利用者証明用電子証明書の有効期間)
第二十四條 利用者証明用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

(利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第二十五條 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書が第三十四條第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

の番号、第二十八条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三十一条 利用者証明利用者異動等失効情報の記録

一 当該利用者証明利用者異動等失効情報の記録は、機構保存本人確認情報によつて利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに記録する年月日（以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

二 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（次号において「転出届」という。）に基づき当該住民票が削除された場合を除く。）。

三 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十四条の規定による届出を行つたことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

第三十二条 利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録

一 「利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。があることを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書記録誤り等があった年月日（以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三十三条 利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録

一 「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。を漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三十四条 利用者証明用電子証明書の失効

一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したときは、その効力を失う。

二 機構が第三十一条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

三 機構が第三十二条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

六 機構は、前項第三号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、利用者証明用電子証明書記録誤り等があった利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を速やかに当該利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者の証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

七 総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨

を公表しなければならない。

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効情報、第三十一条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効情報、第三十二条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効情報、第三十三条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効情報）の集合物であつて、それらの利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報）をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 機構は、利用者証明用電子証明書の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（第三十五条の規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報）をいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明用電子証明書失効情報（第三十一条の規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報）をいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

一 利用者証明用電子証明書が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき。

二 利用者証明用電子証明書から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 利用者証明用電子証明書若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明用電子証明書から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（利用者証明用電子証明書の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 利用者証明用電子証明書が署名検証者等である場合において、第十八条第四項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

（利用者証明用電子証明書の義務）

第三十八条 利用者証明用電子証明書の通知を受領したときは、当該利用者証明用電子証明書の利用者が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明用電子証明符号に対応する利用者証明用電子証明符号を用いて当該電子利用者証明

2 3 が行われたことを確認しなければならない。

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)
第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて総務省令で定めるものにより行うことができる。

2 (略)

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

- 一 特定利用者証明検証者が第三項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 特定利用者証明検証者が第四項の規定に違反したとき。
- 三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検証者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。
- 四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。
- 五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。
- 六 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が第五十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。
- 七 特定利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。
- 九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

第三節 認証事務管理規程等

(認証事務管理規程)

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 認証業務情報等の保護

（認証業務情報の安全確保）
第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検査者証明符号（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

（認証業務情報の利用及び提供の制限）
第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一条から第十四条までの規定による署名用電子証明書失効情報の記録のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合

三 第十八条第二項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検査者証明符号を提供する場合

（市町村の職員等の秘密保持義務）
第四十八条 署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等）
第五十条 第十八条第一項から第三項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号（以下「受領した署名用電子証明書失効情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 2 (略)

20 第二十条第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答（以下「受領した回答」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

20 第二十条第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答（以下「受領した回答」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第五十六條 (略)
2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(手数料)

- 第六十七條 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。
- 一 第三條第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務
 - 二 第十八條第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務
 - 三 第十八條第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
 - 四 第十八條第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務
 - 五 第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務
 - 六 第三十七條第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務
 - 七 第三十七條第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
 - 八 第三十八條の三第二項の規定による特定利用者証明用電子証明符号の提供に係る事務
- 2・3 (略)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第二条 (定義)

- 2・3 (略)
- 6 (略)
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八條において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律は、この法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は変更する権限を有する者以外の者による閲覧又は変更を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 (略)
- 15 (略)

・電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(登録の更新)

- 第十二條の二 (略)
- 2・3 (略)
- 4 (略)
- 一 (略)
- 二 (略)
- イ (略)

ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ・ニ（略）

・デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）

附 則

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三条第四項、第四条、第五条並びに第七条第二号及び第四号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十七条第一項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同項第五号中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改め、同項第六号及び同条第三項中「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項及び第五項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十九条第二項、第二十二條第四項、第二十三條、第二十四條、第二十六條第二号及び第三号、第三十六條並びに第三十八條第二項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第三十八條の二第一項から第五項までの規定中「総務大臣」を「主務大臣」に、「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十八條の三第二項及び第三項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第六十六條第一項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十一條の次に次の一条を加える。
（主務省令）
第七十一條の二 この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）【第五十条・第五十一条関係】

・個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条―第十条）

第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十五条）

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条）

第三節 監督（第四十条―第四十六条）

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十八条）

第五章 個人情報保護委員会（第五十九条―第七十四条）

第六章 雑則（第七十五条―第八十一条）

第七章 罰則（第八十二条―第八十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。

以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受け、若しくは異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受け、若しくは異なるものを識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人

情報をいう。

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の

権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

6 この法律において「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

7 この法律において「保有個人情報」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人情報であつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

8 この法律において「個人情報」とは、本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの（第三十六條第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（基本理念）

第三条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
 - 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
 - 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に關して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)
第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)
第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)
第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)
第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)
第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)
第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報の取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必

要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに
応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者への提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならぬ。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておるとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
 - 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

- 28 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（訂正等）

- 29 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

- 30 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関して、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めるところができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようと

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

- 第三十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

- 第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報加工しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

- 第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

- 第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第三節 監督

（報告及び立入検査）

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第四十一条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二項を除く。）、第二十七条、第二十八条（第一項を除く。）、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

- 第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

- 第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。
- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るもの)に限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

- 第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会(次号において「大臣等」という。)
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事

業を所管する大臣等

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行うとする法人（法人でない団体で

代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に關し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第五十条 第四十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

- 第五十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。
- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

- 第五十二条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。
- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

- 第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第五十八条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第五十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第六十条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三条第四項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六 個人情報保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)
第六十二条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第六十三条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報を利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第六十四条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第六十五条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第六十六条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第六十七条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

(会議)

第六十八条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

4 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

2 第七十一条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第七十二条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)
第七十三条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)
第七十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第六章 雑則

(適用範囲)
第七十五条 第十五条、第十六条、第十八条(第二項を除く。)、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報

を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても

、適用する。

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(外国執行当局への情報提供)

第七十八条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国会に対する報告)

第七十九条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

ない。

(連絡及び協力)

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。)の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十四条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。)である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員
の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十六条 第八十二条及び第八十四条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑
- 二 第八十五条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者
- 二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 個人情報の保護に関する基本方針(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第三十八号第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を「市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「(昭和四十八年法律第二百一十一号)」の下に「及び個人情報の保護に関する法律」を加える。

・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)(抄)

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 個人情報取扱事業者の義務(第十五条―第三十五条)」を「第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十五条―第三十条)」を「第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十五条の二―第三十五条の三)」に、「第二節 匿名加工情報取扱事業者等」を「第三節 匿名加工情報取扱事業者等」に、「第三節 監督」を「

第四節 監督」に、「第四節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十八条)」を「第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十八条)」に改める。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十八条)に改める。

第二条第一項第一号中「第十八条第二項」の下に「及び第二十八条第一項」を加え、同条第七項中「又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの」を削り、同条第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の混合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したものの他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十五条の二第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

第七条第二項第六号中「及び」を「、匿名加工情報取扱事業者及び」に改める。

第四章第一節の節名中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(不適正な利用の禁止)
第十六条の二 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第二十條中「き損」を「毀損」に改める。
第二十二條の次に次の一条を加える。

(漏えい等の報告等)

第二十二條の二 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人のデータの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二十三條第二項中「(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十七條第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

第二十三條第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

第二十三條第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第二十六條第一項第一号及び第二十七條第一項第一号に

おいて同じ。)の氏名

第二十三條第二項に次の一号を加える。

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

第二十三條第三項中「前項第二号、第三号又は第五号」を「前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号」に、「変更する場合は、変更する内容を「変更しよ」とするときはあらかじめ、その旨」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第五項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「名称」の下に「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第六項中「利用する者の利用目的又は」を削り、「若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について」に改める。

第二十四條中「ものを除く。以下この条」の下に「及び第二十六條の二第一項第二号」を、「相当する措置」の下に「(第三項において「相当措置」という。)」を加え、「者を除く。以下この条」を「者を除く。以下この項及び次項並びに同号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならぬ。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに

、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

第二十五条第一項中「次条」の下に「(第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第二十六条の二 個人関連情報取扱事業者(個人関連情報データベース等(個人関連情報(生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。))を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。))を事業の用に供している者であつて、第二十五条に体系的に構成したものと政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を事業の用に供している者であつて、第二十五条各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。))は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。))を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしなさいで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護の保護に關する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項第一号中「名称」の下に「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第三号中「次条第一項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。))」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。

第二十八条第一項中「開示」を「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示」に改め、同条第二項中「政令で定める方法」を「同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)」に改め、同条第三項中「全部又は」を「全部若しくは」に、「とき又は」を「とき、」に、「ときは」を「とき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは」に改め、同

条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。))について準用する。

第三十条第一項中「第十六条」の下に「若しくは第十六条の二」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第五項中「第一項」及び「第三項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二條の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第三十一条中「第二十八条第三項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「前条第五項」を「前条第七項」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第三十二条第一項中「第二十八条第一項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十四条において同じ。）」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「を特定する」を「又は第三者提供記録を特定する」に、「の特定」を「又は当該第三者提供記録の特定」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。

第四十七条第一項中「個人情報取扱事業者等の個人情報等」を「個人情報取扱事業者等（個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人情報取扱事業者等の個人情報等を除く。以下この節において同じ。）」に改め、同条第三項中「その旨」の下に「（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（変更の認定等）

第四十九条の二 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十八条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

第五十条第一項中「認定を」を「認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を」に改める。

第五十一条第一項中「当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

第五十三条第一項中「又は」の下に「仮名加工情報若しくは」を加える。

第五十八条第一項第五号中「認定」の下に「又は第四十九条の二第一項の変更の認定」を加える。

第四章第四節を同章第五節とする。

第四十条第一項中「前二節」を「前三節」に改め、「個人情報取扱事業者」の下に「個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者」を加え、「に対し、個人情報」を「その他の関係者に対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報」に、「の事務所」を「その他の関係者の事務所」に改める。

第四十一条中「前二節」を「前三節」に改める。

第四十二条第一項中「第十八条まで」を「第十七条まで、第十八条（第一項、第三項及び第四項の規定を第三十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第四項を除く」を「第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「第二十五条」を「第二十五条（第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第二項を除く」を「第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改め、「第一項」の下に「（第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項」を「第三十条（第一項、第三項及び第五項を除く。）」に、「場合又は」を「場合、個人関連情報取扱事業者が第二

十三項、第三十三條第二項、第三十五條の二（第四項及び第五項を除く。）」に、「場合又は」を「場合、個人関連情報取扱事業者が第二

十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項若しくは第二十六条の二第三項において読み替えて準用する第二十六条第三項若しくは同条第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十三条第五項若しくは第六項若しくは第三十五条の三第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十五条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は「に改め、同条第三項中、「第十七条」を「から第十七条まで」に、「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第二十四條」を「第二十四條第一項若しくは第三項、第三十五條の二第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで」に、「場合又は」を「場合、個人関連情報取扱事業者が第二十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二條まで若しくは第三十五條の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は」に改め、同条に次の一項を加える。

4 個人情報保護委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第四十四条第一項中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に改め、「又は」の下に「同条第二項若しくは第三項の規定による」を加え、「第四十條第一項」を「第四十二條の二第一項、第四十條第一項、第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九十九號）第九十九條、第一百一條、第一百三條、第一百五條、第一百八條及び第九十九條、第五十八條の四並びに第五十八條の五」に改める。

第四十五条中「前二節」を「前三節」に改める。
第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務
(仮名加工情報の作成等)

第三十五条の二 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限り、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。）に基づく場合を除くほか、第十五条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」とあり、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要があるときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」と、同条第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表して」と、第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第二十六條第一項ただし書中「第二十三條第一項各号のいずれか」とする。

- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。
- （仮名加工情報の第三者提供の制限等）
- 第三十五条の三 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の三第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために、削除情報等を取だし、又は」と読み替えるものとする。
- 第四章に次の一節を加える。
- 第六節 送達
- （送達すべき書類）
- 第五十八条の二 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十二条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。
- 2 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- （送達に関する民事訴訟法の準用）
- 第五十八条の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三三條、第一百五條、第一百八條及び第九十条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第九十条中「裁判長」とあり、及び同法第九十条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。
- （公示送達）
- 第五十八条の四 個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国において送達すべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)
第五十八条の五 個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十八条の二の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七

条第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用

して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六十一条第二号中「個人情報の取扱い」の下に「、個人情報取扱事業者における個人情報取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い」を、「監督並びに個人情報」の下に「、仮名加工情報」を加える。

第七十五条を次のように改める。
(適用範囲)
第七十五条 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人

情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

第七十六条第三項中「又は」を「、仮名加工情報又は」に、「の取扱い」を「(個人情報取扱いを除く。以下この項において同じ。)」の取扱いに改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。
(国際約束の誠実な履行等)
第七十八条の二 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意すると

ともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

第八十四条を削り、第八十三条を第八十四条とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十六条中「第八十三条」を「第八十四条」に改める。

第八十七条第一項中「第八十三条から第八十五条までの」を「次の各号に掲げる」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十五条 同条の罰金刑

第八十八条第一号中「又は」を「(第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。)」又は「に改める。

第二条・第三条 (略)

附則

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 (略)

・内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	子ども・若者育成支援推進本部	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法	
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法	
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法	
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法	
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)	
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
消費者政策会議	消費者基本法	
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	
日本学術会議	日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)	
官民人材交流センター	国家公務員法	
食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第十九号)	

第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。
2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

・ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

・ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

・ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

・地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。
一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ ト
チ 病院事業
リ (略)
四 七 (略)

・医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

・民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（送達実施機関）

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

（交付送達の原則）

第一百一条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（送達場所）

第一百三條 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）において「住所等」という。においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所において送達をすることもできる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）において送達を受けることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（出会送達）

第一百五條 前二條の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所において送達を受けることができる。日本国内に住所等を有することが明らかなる者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第一百六條 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第四百条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第四百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（外国における送達）

第一百八條 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

（送達報告書）

第一百九條 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

（口頭弁論調書）

第一百十條 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない。

- 2 調書の記載について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。
- 3 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によつてのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

(準備書面)

- 第百六十一条 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。
 - 2 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 攻撃又は防御の方法
 - 二 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述
 - 3 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面（相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。）に記載した事実でなければ、主張することができない。
- ・行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

(聴聞の通知の方式)

- 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - 二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

- 第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(聴聞に関する手続の準用)

- 第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

第三条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一（八）（略）

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

十（十二）（略）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2（6）（略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2（5）（略）

・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごと）に政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。）

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一 の二 行政機関の保有する個人情報（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等（独立行政法人等識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）若しくは独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等（独立行政法人等識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）若しくは独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等（独立行政法人等識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）若しくは独立行政法人等識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。ただし、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の理由がある情報

ると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 (略)

・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

(開示請求権)
第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(法人文書の開示義務)
第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)の

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)
二 文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次

条第二項において同じ。)
三 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるお

ろ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二

百六十一号)第二条に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二

に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
ニ 特定の個人を識別する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一 行政機関の保有する個人情報(平成一十五年法律第五十八号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
二 行政機関の保有する個人情報(平成一十五年法律第五十八号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

三 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
四 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

五 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
六 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

七 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
八 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

九 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
十 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

十一 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報
十二 行政機関非識別加工情報(平成一十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報

、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条第二項及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 (略)

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)(抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三・四 (略)

・民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。
- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
 - 二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあつて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に應ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に應ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。
- 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。
- ・ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）
- （一般職及び特別職）
- 第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。
- 2（略）
- ・ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）
- （この法律の効力）
- 第二条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。
- ・ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

（審理員）

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下

「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

二 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に参与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

三 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

四 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（参加人）

第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

二 （略）

三 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

四 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ、ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ、

（審理員となるべき者の名簿）

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(裁決の方式)

第五十条 (略)

2 第四十三条第一 項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 (略)

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。
2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3・4 (略)

・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) (抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

・地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2・3 (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこ

れに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一〇十三 (略)

○ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）【第五十二条関係】

・ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（審査の申請）

第二百五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇十六 (略)

2 (略)

（再審査の申請）

第二百六十二条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)

（審査の申請）
第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇十 (略)

2・3 (略)

（再審査の申請）
第二百三十条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)

（審査の申請）
第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、その海上保安留置施設の所在地（当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地）を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇九 (略)

2・3 (略)

（再審査の申請）

第二百七十六条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

とができる。
2・3 (略)

・ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）（抄）

（矯正管区の長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）

第二条の二 法第五十七条第一項（法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の書面には、法第五十七条第一項の規定による審査の申請を行う者（その者が法人その他の社団又は財団である場合にあつては、代表者又は管理人）が押印し、又は指印しなければならない。

（法務大臣に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）

第四条の二 第二条の二の規定は、法第六十二条第一項（法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再審査の申請の書面について準用する。

（警察本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）

第十条の二 第二条の二の規定は、法第二百二十九条第一項の規定による審査の申請の書面について準用する。

（公安委員会に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）

第十一条の二 第二条の二の規定は、法第二百三十条第一項の規定による再審査の申請の書面について準用する。

（管区海上保安本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）

第十六条の二 第二条の二の規定は、法第二百七十五条第一項の規定による審査の申請の書面について準用する。

（海上保安庁長官に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）

第十七条の二 第二条の二の規定は、法第二百七十六条第一項の規定による再審査の申請の書面について準用する。

○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（抄）【第五十三条関係】

・ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（抄）

（書面の送付等）

第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面を申請人に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知れないときその他同項の書面を送付することができないときは、金融機関において当該書面を保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明らかにする措置として主務省令で定める措置をとることをもって同項の規定による送付に代えることができる。

（電磁的記録又は電磁的方法による求め等）

第三十四条 第四条第一項の規定による求め（同項の主務省令で定める書類の提出を含む。）、第五条第一項第七号の規定による通知、第六条第一項又は第二項の規定による通知、第十条第一項の規定による求め（同項の主務省令で定める書類の提出を含む。）、同条第二項の規定による通知、第十一条第一項第七号の規定による通知、第十六条第三項の規定による通知、第十八条第一項の規定による求め及び第二十

五条第三項の規定による通知は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）をもつて行うことができる。

・ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一・二 （略）
- 三 電子メールアドレス 電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。
- 四・五 （略）

○株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄） 【第五十四条関係】

・株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（権限）

第十六条 委員会は、次に掲げる決定（第一号から第四号まで、第九号（再生支援対象事業者に係る部分に限る。）又は第十号に掲げる決定にあつては第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限り、第五号から第七号まで又は第九号（特定支援対象事業者に係る部分に限る。）に掲げる決定にあつては取締役会の決議により委任を受けたものに限る。）を行う。

一七 （略）

八 第三十二条の十第三項の特定組合出資をするかどうかの決定

九一 （略）

2 （略）

（業務の範囲）

第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一四 （略）

五 対象特定組合（第三十二条の十第四項に規定する特定組合出資決定の対象となつた特定組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）

六十一 （略）

2・3 （略）

（再生支援決定）

第二十五条 過大な債務を負っている事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる法人を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一四 （略）

- 2 (略)
- 3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。
- 4 (略)
- 5 (略)

(特定専門家派遣に係る決定)

- 3 第三十二条の九 金融機関等その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるもの、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、当該者又は当該者の支援の対象となる事業者であつて主務省令で定めるものに対する特定専門家派遣の申込みをすることができる。
- 2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。
- 3 (略)

(特定組合出資決定等)

- 3 第三十二条の十 特定組合の無限責任組合員（無限責任組合員となろうとする者又は無限責任組合員となる法人を設立しようとする者を含む。第三項及び第三十八条第一項第五号において同じ。）は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。
- 2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。
- 3 (略)
- 4 機構は、特定組合出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第二号において「特定組合出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 5 (略)

(産業競争力強化法との関係)

- 2 第六十一条 (略)
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第四十条第二号（同法第三十四条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

(定義)

- 2 第二条 (略)
- 2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

・産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

(認定支援機関)

第三十四条 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は

- 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。
- 2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。
- 一 次に掲げるものいづれかを行い、又は行おうとする中小企業者（イに掲げるものを行い、又は行おうとする場合にあっては、事業を営んでいない個人を含む。）の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
- イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化
- ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生
- ハ 過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続によりその債務の整理を図ることを除く。）
- 二、三、四、五（略）
- 3、4、5（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第四百四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

- 一（略）
- 二 第三百三十四条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 三、四（略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【第五十五条関係】

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 個人番号（第七条―第十六条）
- 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）
- 第四章 特定個人情報の提供
- 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）
- 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）
- 第五章 特定個人情報の保護
- 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）
- 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条の二）
- 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）
- 第七章 法人番号（第三十九条―第四十二条）
- 第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）
- 第九章 罰則（第四十八条―第五十七条）

2 第二条 (定義) (略)

7 6 (略)

この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

14 8 (略)

この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

2 第八条 (個人番号とすべき番号の生成) (略)

機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することができる規則性を備えるものでないこと。

3 (略)

2 第九条 (利用範囲) (略)

5 4 (略)

前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 第十四条 (提供の要求) (略)

個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供するとき。

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供するとき。

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号）から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により、税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四）第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

第二十一条 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一・二 （略）

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報検索のために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四

十五号の二第一項において同じ。）を総務大臣から取得することができる。

二 （略）

四 （略）

5 第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 （略）

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の第二項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第二十一条の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）」において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

（特定個人情報の提供）

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならぬ。

2 （略）

（情報提供等の記録）

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 （略）

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

（秘密の管理）

第二十四條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第二十六條 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求

めに係る特定個人情報当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政

令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護委員会規則で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

二 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け

るものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け

三 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報フ

イルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認を速やかにかに当該評価書を公表するものとする。

四 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかにかに当該評価書を公表するものとする。

五 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の

規定による通知があったものとみなす。

六 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記載された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により

提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記載されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）
第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等にに従事する者は、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（情報提供等の記録についての特例）
第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、

行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保

護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定

(略)

第三十五条

当該保有個人情報の提供先

(略)

読み替える字句

総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条列事務関係情報照会者（当該訂正に係る同条第二十三号第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2

総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関するは、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定

(略)

第三十五条

当該保有個人情報の提供先

(略)

当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三号第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条列事務関係情報照会者及び条列事務関係情報提供者

3

独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関するは、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定

(略)

第三十五条

当該保有個人情報の提供先

(略)

総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条列事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三号第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4

独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五條及び第四十六條第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外

の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る同条第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限り。)

(適用除外)
第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置

第三十八條の二 機構管理規程

2 (機構処理事務管理規程) この法律の規定により機構が処理する事務(以下「機構処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十八條の三 機構は、機構処理事務の安全確保

2 (機構処理事務特定個人情報等の安全確保) 特定個人情報等(以下この条において「特定個人情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理を行う場合について準用する。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例)

第四十五條の二 法務大臣は、戸籍関係情報(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百十九条の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。))の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者(以下この項において「戸籍等記録者」という。))についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供されるものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。))を作成するため戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。))の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理

- のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 (略)

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

・ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- イ・ロ (略)

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
ニ 〃 〃 (略)

三 (略)
2 〃 7 (略)

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

（自立支援給付）

第六条 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

（自立支援医療費の支給認定について）

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 (略)

・ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（費用の徴収）

第三十八条 (略)

2 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 (略)

・ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）

（連絡調整等の実施者）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
(略)

・地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（福祉事業）

第四十七条 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 （略）

・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（抄）

（処遇改善の請求）

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

・地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（所得控除）

第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 七 （略）

八 寡婦である所得割の納税義務者 二十六万円

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

九 十一 （略）

2 十二 （略）

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 （略）

二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2・3 （略）

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

- 一〇七 (略)
- 八 寡婦である所得割の納税義務者 二十六万円
- 八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円
- 九〇十一
- 2 (略)

・ 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一〇六 (略)
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 (略)

・ 健康増進法 (平成十四年法律第百三号) (抄)

目次

- 第一章 第三章 (略)
- 第四章 保健指導等 (第十七条―第十九条の四)
- 第五章 第九章 (略)
- 附則

・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) (抄)

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」という。) は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等 (その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程) における就学について支給する。

- 2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
 - 一 高等学校等 (修業年限が三年未満のものを除く。) を卒業し又は修了した者

- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者
- 3 (略)

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第五項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条」を「、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。

別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。

別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名
- 二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 個人番号

く。並びに番号利用法第十九条第四号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

・戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」に改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百一十一條の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六條（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規

定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一條第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五 第二百十條の次に七條を加える改正規定、第二百二十四條の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百二十八條から第三百十條までの改正規定、第三百十七條を改め、同條を第三百十九條とする改正規定（第三百十七條を改める部分に限る。）、第三百二十四條を改め、同條を第三百二十六條とする改正規定（第三百二十四條を改める部分に限る。）、及び第三百三十三條を改め、同條を第三百三十五條とする改正規定（第三百三十三條を改める部分に限る。）並びに附則第七條から第十條まで及び第十四條（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

第十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五條の二第一項中「は、」の下に「第十九條第七号又は第八号の規定による提供の用に供する」を加え、「を作成する」を「の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成する）に、第三項において「戸籍関係情報作成用情報」という。）の作成に関する事務に秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければ」を「）をいう。以下この条において同（）を保有しては」に改め、同條第三項中「、「法務大臣」を「法務大臣又は第四十五條の二第六項に規定する者」と、第三十六條中「第十九條第十四号」とあるのは「第四十五條の二第五項（同條第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九條第十四号」に改め、同條第九項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條の次に次の五項を加える。

四 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

五 第十九條（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。

六 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九條（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

七 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「

その提供を受けた」と読み替えるものとする。

八 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。

第四十五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に關する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の二「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第三項」に改める。

第十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第十項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

3 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成する戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供されるものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に關する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第十条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十三条中「個人番号利用事務実施者」の下に「（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）」を加える。

第十四条第一項中「個人番号利用事務等実施者は」を「個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は」に改める。

第十九条第十一号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第二十一条の二第一項を次のように改める。

情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を総務大臣から取得することができる。

第二十一条の二第二項中「機構」の下に「（第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構）」を加え、同条第三項中「及び機構」を「機構及び前項の市町村長」に改める。

第二十八条第一項第五号中「（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）」を削る。

第三十条第二項の表第九条第一項の項及び第三項の表第十六条第三項第一号の項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第四十条中「並びに」を「、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに」に改める。

第四十五条の二第一項を次のように改める。

法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に關する事務を行う目的の達成に必要な範

困を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機
 処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。
 第四十五条の二第五項中「おいて、」の下に「同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次
 の」と、「」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

別表第二の一の項中

医療保険者（医療 保険各法（健康保 険法、船員保険法 、私立学校教職員 共済法、国家公務 員共済組合法、国 民健康保険法又は 地方公務員等共済 組合法をいう。以 下同じ。）により 医療に関する給付 の支給を行う全国 健康保険協会、健 康保険組合、日本 私立学校振興・共 済事業団、共済組 合、市町村長又は 国民健康保険組合 をいう。以下同じ ）又は後期高齢 者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医 療の確保に関する法律による 医療に関する給付の支給又は 医療料の徴収に関する情報（ 以下「医療保険給付関係情報 」という。）であつて主務省 令で定めるもの
--	---

を

医療保険者（医療 保険各法（健康保 険法、船員保険法 、私立学校教職員 共済法、国家公務 員共済組合法、国 民健康保険法又は 地方公務員等共済 組合法をいう。以 下同じ。）により 医療に関する給付 の支給を行う全国 健康保険協会、健 康保険組合、日本 私立学校振興・共 済事業団、共済組 合、市町村長又は 国民健康保険組合 をいう。以下同じ ）又は後期高齢 者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医 療の確保に関する法律による 医療に関する給付の支給又は 医療料の徴収に関する情報（ 以下「医療保険給付関係情報 」という。）であつて主務省 令で定めるもの
法務大臣 者医療広域連合	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの

健康保険法第五十
 五条又は第二百十

健康保険法第五十五条又は第
 百二十八条に規定する他の法

健康保険法第五十
 五条又は第二百十
 八条に規定する他

健康保険法第五十五条又は第
 百二十八条に規定する他の法
 令による給付の支給に関する

に改め、同表の二の項中

八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

を

の法令による給付の支給を行うこととされている者
法務大臣

情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の三の項中

健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

を

健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
法務大臣

健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付に関する情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

規定の支務省

に改め、同表の四の項中

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
法務大臣

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

報であつても主務省

に改め、同表の六の項中

市町村長

地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣
市町村長

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

あつて主務省

児童福祉法第十九

児童福祉法第十九条の七に規

児童福祉法第十九

児童福祉法第十九条の七に規定する
児童福祉法第十九条の七に規定する他の

籍関係情報であつて主務省で定めるもの

児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

知事
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

法務大臣
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を
法務大臣
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

住民票関係
省令で定
を
法務大臣
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十の項中

に改め、同表の二十三の項中

に改め、同表の三十一の項中

に改め、同表の三十四の項中

に改め、同表の三十五の項中

法務大臣

都道府県知事
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

法務大臣
都道府県

市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣
労働者災害補償
戦傷病者戦没者
による年金であ
は雇用保険法に
若しくは高年齢
給付金の支給に
あつて主務省令

関係情報又は
遺族等援護法
による若しく
よる基本手当
雇用継続基本
に関する情報
で定めるもの

を

保給付関係情報であつ
省令で定めるもの

を

関係情報又は住民票関
であつて主務省令で定
の

を

医療保険給付関係情報であつ
て主務省令で定めるもの

を

地方税関係情報又は住民票関
係情報であつて主務省令で定
めるもの

を

中

都道府県知事

障害者関係情報であつて主務
省令で定めるもの

を

厚生労働大臣

法務大臣

労働者災害補償関係情報又は
戦傷病者戦没者遺族等援護法
による年金である給付若しく
は雇用保険法による基本手当
若しくは高年齢雇用継続基本
給付金の支給に関する情報で
あつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの

に改め、同表の三十九の項中

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの

に改め、同表の四十の項中

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関 係情報であつて主務省令で定 めるもの

に改め、同表の四十二の項中

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの

に改め、同表の四十八の項中

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関 係情報であつて主務省令で定 めるもの

に改め、同表の五十三の項及び五十四の項

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であつて主務 省令で定めるもの

に改め、同表の五十

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保 て主務
----------------------------	------------

市町村長	地方税 係情報 めるも
------	-------------------

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	
----------------------------	--

市町村長	
------	--

七の項中

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	---

を

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同

表の五十八の項中

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------------------	--------------------------

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、

同表の五十九の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十三の項中

市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十四の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------	------------------------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

主務	童扶	務省
----	----	----

に改め、同表の六十五の項中

市町村長

地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	市町村長
------	------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

主務	務省
----	----

に改め、同表の六十六の項及び六十七の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	市町村長
------	------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十の項中

都道府県知事等

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	都道府県知事等
------	---------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
----------------------	--

に改め、同表の七十四の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	市町村長
------	------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
----------------------	--------------------------------

に改め、同表の七十七の項中

市町村長

住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	市町村長
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十四の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

に改め、同表の八十五の二の項中

都道府県知事	障害者関係情報で省令で定めるもの
--------	------------------

あつて主務

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十一の項、九十二の項、九十七の項、百一の項及び

百三の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同

表の百六の項中

都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	---

を

都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に

改め、同表の百八の項中

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	--

を

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十一の項及び百十二の項中

市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報で定めるもの
市町村長	住民票関係情報で定めるもの

都道府県知事

児童

報であつて主務省
もの
情報であつて主務
省のもの

に改め、同表の百十六の項中

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所 支援若しくは措置（同法第二 十七条第一項第三号の措置を いう。）に関する情報又は障 害者関係情報であつて主務省 令で定めるもの
--------	--

を

法務大臣	支 七 う 害 令
戸籍 令で	援 七 七 者 で

福祉法による障害児入所
若しくは措置（同法第二
条第一項第三号の措置を
いう。）に関する情報又は障
害者関係情報であつて主務省
令で定めるもの

に改め、同表の百十七の項中

市町村長	地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定め るもの
------	--

を

法務大臣	法 務 大 臣
市町村長	市 町 村 長

戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定め るもの
--------------------------	--

に改め、同表の百二十の項中

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
----------------------------	------------------------------

を

医療保 険者 連 合	法 務 大 臣
後 期 高 齢 者	法 務 大 臣

者又は後 医療広域	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの

に改める。

・所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ （略）

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法（一）を、利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」）を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等の営業所の長に）を加えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する特定署名用電子証明書等）をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等）をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。）、「同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定（略）」

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六（略）

七 第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第四十條第二項及び第四十一條第二号の改正規定、同法附則第四十九條の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一條、第五十二條、第五十七條から第五十九條までの改正規定、同法附則第九十三條の改正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の改正規定（「当分の間」の下に「、第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三條第一項の改正規定（「当分の間」の下に「、第三十一條第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一條第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、

附則第二十六條、第二十九條から第三十三條まで及び第八十九條から第九十一條までの規定並びに附則第九十二條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 附則第九十六條の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に定める日

第九十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
 別表第一の七十九の項を次のように改める。

七十九	削除
-----	----

第九十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の百七の項中

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
----------	-------------------------------------

を

全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

・ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）（抄）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
 第二十九条の四の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「、個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を削り、「漏えい」の下に「、滅失、毀損」を加え、「重大な事態」を「事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」として個人情報保護委員会規則で定めなければならないものに、「委員会に報告するもの」として「個人情報保護委員会に報告しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報利用事務等実施者が、他の個人情報利用事務等実施者から当該個人情報利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一、三 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）【第五十六条関係】

別表第一（第九条関係）

一、六 (略)	(略)
六の二 厚生労働大臣	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十七	国税庁長官	るもの
十八	社会福祉法第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第一百条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一	厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三	財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十四	厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五	削除	
二十六	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一	厚生労働大臣	国民健康保険法による国民健康保険給付費等交付金の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつ

三十二	国民年金基金	て主務省令で定めるもの 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三	国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三の二	独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四	市町村長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十五	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特別調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六の二	市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による罹（り）災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十七	都道府県知事等	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八	国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八の二	社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十九	地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十	厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十一	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十二	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六	厚生労働大臣又は都道府県	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）による特別児童扶養手当の支給

知事	四十七 都道府県知事等	に關する事務であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に關する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七條第一項の福祉手当の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
	四十八 厚生労働大臣	
	四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの
	五十 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一 知事	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二	厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十四	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五の二	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六	市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七條第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二條第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六の二	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に關する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九	市町村長又は高齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	高齢者の医療の確保に關する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五條第一項の高齢者保健事業若しくは同法第五項の事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの

六十	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一	厚生労働大臣	昭和三十九年法律第四十号による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一の二	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四	都道府県知事又は広島市長 若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八	市町村長	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九	都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十二	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三	国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六	市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二	厚生労働大臣	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五	厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十六	厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

<p>済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会</p>	
<p>八十七 厚生労働大臣</p>	<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百一十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十八 厚生労働大臣</p>	<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）による特例納付保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十九 削除</p>	
<p>九十 厚生労働大臣</p>	<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十二 厚生労働大臣</p>	<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十三 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p>	<p>平成二十三年法律第五十六号による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十三の二 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長</p>	<p>新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十四 市町村長</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十五 厚生労働大臣</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十六 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一号の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十七 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会</p>	<p>平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十八 都道府県知事</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

九十九 都道府県知事

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者		情報提供者		特定個人情報	
一〇八（略）	都道府県知事	（略）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	（略）	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九	都道府県知事	（略）	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事等	（略）	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十	市町村長	（略）	市町村長	（略）	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十一	市町村長	（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事	（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十二	市町村長	（略）	都道府県知事等 市町村長	（略）	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

	<p>由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事等</p>	<p>よる給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十三 市町村長</p>	<p>児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児入所施設等に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十四 都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 市町村長</p>
<p>十五 都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十六 都道府県知事 又は市町村長</p>	<p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十六の二 市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十六の三 都道府県</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十六の三 都道府県</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

知事	十七 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
十九 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十二 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神保健及び精神障害者福祉に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
			年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済	年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済

	<p>障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十六 都道府県知事等</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。）、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受給給付金関係情報」という。）、であつて主務省令で定めるもの</p>		
<p>都道府県知事等</p>	<p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>		
<p>市町村長</p>	<p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>		
<p>社会福祉協議会</p>	<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>		
<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体</p>	<p>社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>		
	<p>年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済</p>		

<p>二十九 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>二十八 都道府県知事</p>	<p>二十七 市町村長</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>	<p>職員共済組合</p>
--------------------------	-------------------	-----------------	---	---	---	---	---	-------------	-------------	--------------------------------	---------------	---------------	----------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------------	--	---	------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

<p>三十 社会福祉協議 会</p>	<p>律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務 であつて主務省令で定める もの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 厚生労働大臣</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係 情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係 情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で 定めるもの</p>
<p>三十一 公営住宅法 第二条第十六号に 規定する事業主体 である都道府県知 事又は市町村長</p>	<p>公営住宅法による公営住宅 の管理に関する事務であつ て主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 都道府県知事等 市町村長</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関す る情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関 係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>
<p>三十二 厚生労働大 臣</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護 法による障害年金、遺族年 金又は遺族給与金の支給に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機 構、共済組合等又は農林漁業団体 職員共済組合</p>	<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支 給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十三 日本私立学 校振興・共済事業 団</p>	<p>私立学校教職員共済法によ る短期給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定 めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する国家公務員共済 組合法第六十条第一項に規定する 他の法令による給付の支給を行う こととされている者 市町村長 厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公 務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による 給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情 報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 厚生労働大臣 全国健康保険協会 厚生労働大臣</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十六 削除</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p>	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p>	<p>国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十九 国家公務員共済組合</p>	<p>国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長</p>	<p>市町村長</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十 国家公務員共済組合連合会</p>	<p>国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長</p>	<p>市町村長</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

四十一 国家公務員 共済組合連合会	期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十二 市町村長又は 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十三 市町村長又は 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十四 市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十五 市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六條第一項（同法第四十條第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣 又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十七 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会 厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等 都道府県知事等 地方公務員災害補償基金 市町村長	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

臣	給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金基金連合会	国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に 関する情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十一 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十二 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十三 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十四 住宅地区改良法第二條第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十五 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>五十六 厚生労働大臣</p>	<p>五十六の二 市町村長</p>	<p>しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの 障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五十七 都道府県知事</p>	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当法第三條第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	
<p>五十八 地方公務員</p>	<p>地方公務員等共済組合法に</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣又は都道府県知事 医療保険者又は後期高齢者医療広</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	

共済組合	よる短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	域連合 市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金 厚生労働大臣	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十二 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十三 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

	事又は市町村長	市町村長	省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十五 都道府県知事等	六十五 都道府県知事等 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 都道府県知事等 厚生労働大臣	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十七 都道府県知事等	六十七 都道府県知事等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十八 都道府県知事等	六十八 都道府県知事等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金	労働者災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事等	六十九 都道府県知事等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
六十九の二 市町村長	六十九の二 市町村長 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事	市町村長	母子保健法による健康診査に関する情報であつて主務省令で定めるもの

七十	市町村長	業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの 母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者
七十二	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十三	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十四	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十五	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十六	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十七	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十八	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

七十九 厚生労働大臣	て主務省令で定めるもの 雇用保険法による雇用安定 事業又は能力開発事業の実 施に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	都道府県知事 厚生労働大臣	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 市町村長	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十一 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十二 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 後期高齢者医療広域連合	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十五 都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十五の二 特定優	特定優良賃貸住宅の供給の	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p>	<p>八十六 厚生労働大臣</p>	<p>八十七 都道府県知事等</p>	<p>促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>市町村長</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資</p>						

<p>九十 都道府県知事 又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>八十九 都道府県知事 又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>八十八 厚生労働大臣</p>						
<p>原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>								
<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事等</p>	<p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事 育委員会</p>	<p>文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p>	<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	
<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>			<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	

九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十三 市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 市町村長	介護保険法第三十六条第一項（同法第四百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの 住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十六 都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

<p>九十八 確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会</p>	<p>確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>る医療に関する給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十九 確定拠出年金法第三条第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>確定拠出年金法による企業年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百 国民年金基金連合会</p>	<p>確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百一 厚生労働大臣</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二 農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>百三 独立行政法人 農業者年金基金</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百四 独立行政法人 日本スポーツ振興 センター</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百五 独立行政法人 医薬品医療機器 総合機</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長</p>	<p>医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百六 独立行政法人 日本学生支援機構</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣又は都道府県知事 厚生労働大臣</p>	<p>特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

百七 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 全国健康保険協会 厚生労働大臣 市町村長	年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定める船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
百八 都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 都道府県知事 都道府県知事等 厚生労働大臣又は日本年金機構	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百九 都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十 都道府県知事 又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 厚生労働大臣又は日本年金機構	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十五 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 都道府県知事 都道府県知事等	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金	市町村長 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

<p>百十八 平成二十五 年法律第六十三号 附則第三条第十一 号に規定する存続 厚生年金基金</p>	<p>生活者支援給付金の支給に 関する事務であつて主務省 令で定めるもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百十九 平成二十五 年法律第六十三号 附則第三条第十三 号に規定する存続 連合会又は企業年 金連合会</p>	<p>平成二十五年法律第六十三 号による年金である給付又 は一時金の支給に関する事 務であつて主務省令で定め るもの</p>	<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百二十 都道府県知 事</p>	<p>難病の患者に対する医療等 に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるも の</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広 域連合 都道府県知事等 市町村長</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報 であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定 めるもの</p>
<p>百二十 都道府県知 事</p>	<p>難病の患者に対する医療等 に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるも の</p>	<p>国民年金法その他の法令による給 付の支給を行うこととされている 者</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定す る他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの</p>

・ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2・3（略）

・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

2 10 （略）

・栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）（抄）

第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

3 2 （略）
管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

・医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

・歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第三条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

（免許）

第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（試験の執行）

第十二条 税理士試験は、国税審議会が行う。

2 （略）

（登録）

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

（監督上の措置）

第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 （略）

・歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）（抄）

（免許）

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

・臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）

（免許）

第三条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

・薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）

（免許）

第二条 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

・理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）（抄）

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、「免許」という。）を受けなければならない。

・社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（登録）

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2・3 （略）

・柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

（免許）

第三条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

・視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（抄）

（免許）

第三条 視能訓練士になろうとする者は、視能訓練士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）

（登録）

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録）

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 （略）

・臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）

（免許）

第三条 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）

（免許）
第三条 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

・救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許）
第三条 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

・介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（介護支援専門員の登録）
第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 登録の申請前五年以内に居室サービス等に関する禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2
（略）

・精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（抄）

（登録）
第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

・言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）（抄）

（免許）

第三条 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十三条第六号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

・公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）

（登録）

第二十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第五項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条」を「、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。

別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。

別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）
、同法第二十九条及び第三十一条の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）並びに同条第三項の改
正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同条に掲げる部分を除
く。）並びに番号利用法第十九条第四号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、
第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

・ 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」に改める部分に限る。）第六の章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百一十一條の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）第六條（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規

定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
五 第二百十條の次に七條を加える改正規定、第二百二十四條の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）第二百二十八條から第三百三十條までの改正規定、第三百三十七條を改め、同條を第

百三十九條とする改正規定（第三百三十七條を改める部分に限る。）第三百三十四條を改め、同條を第三百三十六條とする改正規定（第三百三十四條を改める部分に限る。）及び同條を第三百三十五條とする改正規定（第三百三十三條を改める部分に限る。）並びに附則第七條から第十條まで及び第十四條（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

第十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五條の二第一項中「は、」の下に「第十九條第七号又は第八号の規定による提供の用に供する」を加え、「を作成する」を「作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成情報（戸籍関係情報を作成する）に、第三項において「戸籍関係情報作成情報」という。）の作成に関する事務に秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければ」とを「をいう。以下この条において同（じ）を保有しては」に改め、同条第三項中「、「法務大臣」を「法務大臣又は第四十五條の二第六項に規定する者」と、第三十六條中「第十九條第十四号」とあるのは「第四十五條の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九條第十

四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の五項を加える。
四 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成情報を自ら利用してはならない。

五 第十九條（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成情報

の提供について準用する。この場合において、同条第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成情報に関する第三十五條第一項と読み替えるものとする。
六 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九條（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成情報を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

第十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十二条の二中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第三項」に改める。

第五十三条の二及び第四十五条の二中「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の二第九項」に改める。

第九條第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第十九條第七號又は第八號の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四號）第一百九條の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五條の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができ、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報のうち、第十九條第七號又は第八號の規定による特定の個人情報の提供を管理するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同條第七號又は第八號の規定による特定の個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報の検索するために必要な限度で第二條第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号）であつて、同條第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第十條第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十三條中「個人番号利用事務実施者」の下に「（第九條第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次條第二項及び第十九條第一號において同じ。）」を加える。

第十四條第一項中「個人番号利用事務等実施者は」を「個人番号利用事務等実施者（第九條第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六條において同じ。）は」に改める。

第十九條第十一號中「第九條第三項」を「第九條第四項」に改める。

第二十一條の二第一項を次のように改める。

情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を総務大臣から取得することができる。

第二十一條の二第二項中「機構」の下に「（第九條第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構）」を加え、同條第三項中「及び機構」を「機構及び前項の市町村長」に改める。

第二十八條第一項第五號中「（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八條の三及び第四十五條の二第一項において同じ。）」を削る。

第三十條第二項の表第九條第一項の項及び第三項の表第十六條第三項第一號の項中「第九條第四項」を「第九條第五項」に改める。

第四十四條中「並びに」を「、第二十一條の二第二項（情報提供者が第九條第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限

り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに「」に改める。

第四十五条の二第一項を次のように改める。
 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。
 第四十五条の二第五項中「において、」の下に「同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

別表第二の一の項中

医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、日本健康保険組合、私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
---	---

を

法務大臣	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、日本健康保険組合、私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	---	----------------------

に改め、同表の二の項中

健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
---	---

を

に改め、同表の三の項中

健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
--	--

を

規定の支
主務省

に改め、同表の四の項中

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------------------	--------------------------

を

報であつ
もの
て主務省

に改め、同表の六の項中

市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--

を

健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

あつて主務省
、住民票関係
、除給付等関係
、務省令で定め

に改め、同表の九の項中

児童福祉法第十九
条の七に規定する
他の法令による給
付の支給を行うこ
ととされている者

児童福祉法第十九条の七に規
定する他の法令による給付の
支給に関する情報であつて主
務省令で定めるもの

を

児童福祉法第十九
条の七に規定する
他の法令による給
付の支給を行うこ
ととされている者
法務大臣

児童福祉法
の支給に
関係する
支給に
務省令で
定

第十九条の七に規
法令による給付の
める情報であつて主
報であつて主務省
もの

に改め、同表の十の項中

都道府県知事

児童福祉法による障害児入所
支援に関する情報又は身体障
害者福祉、精神保健及び精神障
害者福祉に関する法律による精
神障害者保健福祉手帳若しく
は知的障害者保健福祉手帳若
は知的障害者に関する情報(以下
「障害者に関する情報」とい
う。)であつて主務省令で定め
るもの

を

都道府県知事
法務大臣

児童福祉
支援に
関係する
支給に
務省令で
定

法による障害児入所
する情報又は身体障
害者福祉、精神保健
に関する法律による精
神保健福祉手帳若しく
は知的障害者保健福祉
に関する情報(以下
「関係情報」とい
う。)であつて主務省
令で定めるもの

に改め、同表の十四の項中

都道府県知事

児童福祉法による障害児入所
支援に関する情報又は障害者
関係情報であつて主務省令で
定めるもの

を

都道府県知事
法務大臣

児童
支給に
関係する
支給に
務省令で
定

児童福祉法による障害児入所

都道府県知事等

児童福祉法による母子生活支
援施設における保護の実施に

都道府県知事等

援に関する情報又は障害者
係情報であつて主務省令で
定めるもの
籍関係情報であつて主務省
で定めるもの

に改め、同表の十六の項中

関する情報、生活保護関係情
報、児童扶養手当関係情報又
は中国残留邦人等支給付等
関係情報であつて主務省令で
定めるもの

を

法務大臣

児童福祉法による母子生活支
援施設における保護の実施に
関する情報、生活保護関係情
報、児童扶養手当関係情報又
は中国残留邦人等支給付等
関係情報であつて主務省令で
定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの

に改め、同表の二十の項中

都道府県知事

障害者関係情報であつて主務
省令で定めるもの

を

法務大臣
都道府県

知事
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの
障害者関係情報であつて主務
省令で定めるもの

に改め、同表の二十三の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関
係情報であつて主務省令で定
めるもの

を

法務大臣
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの
市町村長
地方税関係情報又は住民票関
係情報であつて主務省令で定
めるもの

に改め、同表の三十一の項中

都道府県知事

障害者関係情報であつて主務
省令で定めるもの

法務大臣
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの
都道府県知事
障害者関係情報であつて主務
省令で定めるもの

に改め、同表の三十四の項中

市町村長

地方税関係情報又は
係情報であつて主務
省令で定めるもの

住民票関
省令で定
法務大臣
市町村長
戸籍関係情報であつて主務省
令で定めるもの
地方税関係情報又は住民票関
係情報

に改め、同表の三十五の項中

厚生労働大臣

労働者災害補償
戦傷病者戦没者
による年金であ
は雇用保険法に

係情報であつて主務省令で定めるもの

関係情報又は遺族等援護法による基本手当に関する情報で定めるもの

を

厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

保給付関係情報であつて省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	

に改め、同表の四十の項中

市町村長	地方税関係情報
------	---------

関係情報又は住民票関係であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の四十二の項中

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
--------------------	--

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 法務大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	

に改め、同表の四十八の項中

市町村長	
------	--

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十三の項及び五十四の項

法務大臣 戸籍関係情報であつて主務省令

若しくは高年齢給付金の支給にあつて主務省令

中 「 都道府県知事

障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

都道府県知事

令で定めるもの
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十

七の項中

都道府県知事

児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

都道府県知事

児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同

表の五十八の項中

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
法務大臣

医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、

同表の五十九の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣
市町村長

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十三の項中

市町村長

地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣
市町村長

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十四の項中

都道府県知事等

生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣
都道府県知事等

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

務省	主務
----	----

に改め、同表の六十五の項中

市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

を

法務大臣	市町村長
------	------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

務省	主務
----	----

に改め、同表の六十六の項及び六十七の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

を

法務大臣	市町村長
------	------

籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
---------	--

を

法務大臣	都道府県知事等
------	---------

戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
----------------------	--

に改め、同表の七十四の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

を

法務大臣	市町村長
------	------

臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の七十七の項中

市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

を

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	----------------------

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

に改め、同表の八十四の項中

	係情報であつて主務省令で定めるもの
--	-------------------

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十五の二の項中

都道府県知事	障害者関係情報で省令で定めるもの
--------	------------------

あつて主務

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十一の項、九十二の項、九十七の項、百一の項及び

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同

表の百六の項中

都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	--

都道府県知事	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に

改め、同表の百八の項中

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
--------	--

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十一の項及び百十二の項中

市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	-----------------------

法務大臣	戸籍関係情報
市町村長	住民票関係

報であつて主務省
のも
情報であつて主務
省のもの

に改め、同表の百十六の項中

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所 支援若しくは措置（同法第二 十七条第一項第三号の措置を いう。）に関する情報又は障 害者関係情報であつて主務省 令で定めるもの
--------	--

を

都道府県知事	児童 支援 十七 いう 害者 令で
法務大臣	戸籍 令で

省令で定め

福祉法による障害児入所
若しくは措置（同法第二
条第一項第三号の措置を
いう。）に関する情報又は障
害者関係情報であつて主務省
令で定めるもの

に改め、同表の百十七の項中

市町村長	地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定め るもの
------	--

を

法務大臣	市町村長
------	------

戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定め るもの
--------------------------	--

に改め、同表の百二十の項中

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
----------------------------	------------------------------

を

医療保険 期高齢者 連合	法務大臣
--------------------	------

者又は後 医療広域	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
	戸籍関係情報であつて主務省 令で定めるもの

に改める。

・所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

イ (略)

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を、「の提出(当該金融商品取引業者等の営業所の長に)を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七条の十一の四第一項に規定する特定署名用電子証明書等)をいう。第十六項において同じ。」の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。)の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。)をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。)、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定

四 (略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第百六十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一(略)

七 (略)

第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十號の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同條第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保險法第百條の十第一項第十號の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十條第二項及び第四十一條第二號の改正規定、同法附則第四十九條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五十一條、第五十二條、第五十七條から第五十九條までの改正規定、同法附則第九十三條の改正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同條の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第三十一條第一項の規定にか

かわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八・九（略）
 十 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に定める日

第九十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
 別表第一の七十九の項を次のように改める。

七十九 削除	
--------	--

第九十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

一	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">全国健康保険協会</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</td> </tr> </table>	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	を	「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">全国健康保険協会</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</td> </tr> </table>	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	」
全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの								
全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの								

に改める。

・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）（抄）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
 第二十九条の四の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「、個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を削り、「漏えい」の下に「、滅失、毀損」を加え、「重大な事態」を「事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」に、「委員会に報告するものとする」を「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならぬ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

第二十九条の四に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

○地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）【第五十七条関係】

・地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）

(目的)

第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もつて地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定款)

第五条 機構は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項

六 役員（定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項）

七 業務及びその執行に関する事項

八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 第三十三条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項

十二 公告及び公表の方法

2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表者会議の設置及び組織)

第八条 機構に、機構の財務及び業務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ選定する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の解任)

第十六条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任しなければならない。

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

二 破産手続開始の決定を受けたとき。

三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の範囲)

第二十二条 (略)

一七 (略)

八 地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援

九 (略)

(業務方法書)

第二十三条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置)
第二十七条 機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。
2 3 (略)

(予算等)
第二十九条 (略)
2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。
3 (略)

(会計規程)
第三十二条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
三 第十三条第三項、第十六条第四項、第二十三条第一項、第二十九条第二項又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四 八 (略)

・官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)
2・3 (略)
4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

・サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じて電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

・独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十五条の四第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十五条の九第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条

の規定による認可をしようとするとき。

五 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

六 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

七 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」

とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができ、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやすくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)
第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

- (申請の取下げ)
第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができ、前項の規定による申請の取引げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

- (事情変更による決定の取消等)
第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)
第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやすくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてはならない。以下同じ。)をしてはならない。補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことによることをいう。以下同じ。)
2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない。いやすくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてはならない。以下同じ。)をしてはならない。間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことによることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことによることをいう。以下同じ。)

(状況報告)
第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)
第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)
第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)
第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)
第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

(決定の取消)
第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)
第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことが

できる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に同じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に同じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不

当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)
第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)
第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）【第五十八条関係】

（被災地短期借地権）

第七条 第二条第一項の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、同条第二項の規定により指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合には、借地借家法第九条の規定にかかわらず、存続期間を五年以下とし、かつ、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がないこととする旨を定めることができる。

2 第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

3 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）【第五十九条関係】

・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）

生年金保険法第百条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十六条第二項の規定、改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百条第三項の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十六条の二第二項	基金（第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会	連合会
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（年金数理関係書類の年金数理人による確認等）

第七十六条の二 この法律に基づき基金（第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならぬ。

2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識経験を有することその他の厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）【第六十条関係】

（審査請求書の提出）

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知つた年月日

四 審査請求の趣旨及び理由
五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

○公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）【第六十一条関係】

(登録)

第二十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 公認心理師は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納付しなければならない。

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、公認心理師の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を指定登録

3 機関に納付しなければならない。
(略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）【附則第二条関係】

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	行政機関における個人情報の取扱い（第三条―第九条）
第三章	個人情報ファイル（第十条・第十一条）
第四章	開示、訂正及び利用停止
第一節	開示（第十二条―第二十六条）
第二節	訂正（第二十七条―第三十五条）
第三節	利用停止（第三十六条―第四十一条）
第四節	審査請求（第四十二条―第四十四条）
第五章	行政機関非識別加工情報の提供（第四十四条の二―第四十四条の十六）
第六章	罰則（第四十五条―第五十二条）
附則	罰則（第五十三条―第五十七条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限り、その提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

二 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人

- の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。
- 5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記載されているものに限る。
- 6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 7 この法律において「個人情報」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないこと）をいう。第四十四条の十第一項において同じ。）
- 一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイル（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部により特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）

当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報加工して非識別加工情報を作成することができるとは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第二章 行政機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政機関は、個人情報保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。次条第二項において同じ。)及び削除情報(第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十条第二項第五号の三において同じ。)に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報(行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。)の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

4 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

の行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条、第五十一条及び第五十一条の五から第五十一条の七までにおいて同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等)によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルの第二十七条第一項、第二十七条第一項又は第三十六條第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六條第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 その他政令で定める事項

十 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

五の二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

九 目的のために利用するもの

十 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

（開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい

う。のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならぬ。

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。）

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関するおそれ

ロ 不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するおそれ

ホ 地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関するおそれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

レ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関するおそれ、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報のうち、前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報その他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に對し、事案を移送することをできる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に對する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条第二項及び第四十四条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に對し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他の政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に對し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に

記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情報の記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に定める一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならぬ。

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同様の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第三十一条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報に第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等を行なう。この場合において、移送を受けた行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等において協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者等に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

第三十六条 (利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

1 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第三十七条 (利用停止請求の手続)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

1 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

3 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 利用停止決定等をする期限

第四節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条

なるものを除く。)を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の三 行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが第二条第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第九号」とあるのは、「第九号並びに第四十四条の三各号」とする。

一 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 当該個人情報ファイルが第二条第九項第二号(ロに係る部分に限る。)該当するときは、第四十四条の八第一項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第四十四条の四 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報加工して作成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個

人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

五 第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等

非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

七 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）
第四十四条の七 行政機関の長は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合するものであること。

四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第四十四条の五第二項第六号の期間が行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四十四条の九の規定により行政機関の長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

三 行政機関の長は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記録されている行政文書の行政機関情報公開法第三条の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、行政機関情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第五条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条第二項において準用する第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 行政機関の長は、第四十四条の九(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五章 雑則

(適用除外等)

第四十五条 第四章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

(権限又は事務の委任)

第四十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章から前章まで(第十条及び第四章第四節を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律（前章を除く。第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条において同じ。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理）
第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（資料の提出及び説明の要求）

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

（意見の陳述）

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

（第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等）

第五十一条の二 行政機関の長は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（報告の要求）

第五十一条の四 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

（資料の提出の要求及び実地調査）

第五十一条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

（指導及び助言）

第五十一条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第五十一条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、行政機関の長が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(抄) 【附則第二条関係】

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第三条―第十条)

第三章 個人情報ファイル(第十一条)

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十二条―第二十六条)

第二節 訂正(第二十七条―第三十五条)

第三節 利用停止(第三十六条―第四十一条)

第四節 審査請求(第四十二条―第四十四条)

第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供(第四十四条の二―第四十四条の十六)

第五章 雑則（第四十五条―第四十九条）
第六章 罰則（第五十条―第五十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。の提供に関する事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

5 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記載されているものに限る。第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記載されているものに限る。

6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができない）個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）

8 二 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができる）

9 二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

10 二 独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

11 二 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを「令で定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的の明示)

第四条 独立行政法人等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第五条 独立行政法人等は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第六条 (正確性の確保) 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十一条第二項第三号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第九条及び第十二条第一項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条及び第四十七条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 個人情報取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第九條 (利用及び提供の制限)

前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

一 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

4 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 3 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のために、独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

第十條 (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

第十一條 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

一 個人情報ファイルの名称

二 当該独立行政法人等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。))及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等)によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。))として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。))

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。))の収集方法

六 記録情報を当該独立行政法人等以外の人に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第一項、第二十七條第一項又は第三十六條第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 第二十七條第一項ただし書又は第三十六條第一項ただし書に該当するときは、その旨

九 その他政令で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（独立行政法人等が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三の二 独立行政法人等が加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - 三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - 四 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 六 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 七 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - 八 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイル個人を個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

- 第十二条（開示請求権）
何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第十三条（開示請求の手続）

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

第十四条 (保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれていない場合を除き、不開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるが、開示することとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二百六十一号）第二条に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ト 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

レ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
2 開示請求に係る保有個人情報のうち、前条第二号の情報の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。(が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第二十一条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）

第二十二条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関個人情報保護法第五条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとき。

二 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

三 開示請求に係る保有個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第十三条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条第二項及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三条に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報（文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、独立行政法人等は、当該保有個人情報の記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあることを認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。）
2 独立行政法人等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に定める一般の閲覧に供しなければならない。
3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならぬ。
4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十五条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報の前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 訂正

（訂正請求権）

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
二 第二十一条第一項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

- 第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。
 - 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報の特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 独立行政法人等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

- 第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第三十一条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

- 第三十二条 独立行政法人等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を通知しなければならない。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第三十三条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報に基づく開示に係るものとき、その他の独立行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）

第三十四条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報に第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二十五条に規定する保有個人情報と、訂正請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）
第三十五条 独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

（利用停止請求権）

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
 - 三 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報の特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 独立行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十九条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十一条 独立行政法人等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四節 審査請求

（審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については不服がある者は、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二十五条第二項及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第四十三条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については審査請求があつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この項及び次条第二号において同じ。）
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供

（独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等）

第四十四条の二 独立行政法人等は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報

に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集)

第四十四条の三 独立行政法人等は、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルが第二条第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第四十四条の三各号に掲げる事項」とする。
一 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
三 当該個人情報ファイルが第二条第九項第二号(ロに係る部分に限る。)に該当するときは、第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第四十四条の四 独立行政法人等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができ、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
九 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
一 前項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）
第四十四条の六

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

- 一 未成年者
- 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 五 第四十四条の十四の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 行政機関個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関個人情報保護法第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報を構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 七 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第四十四条の七 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合することであること。
- 四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第四十四条の五第二項第六号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合することであること。
- 八 個人情報保護委員会規則で定めるところにより審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項の利用に関する契約を締結することができる旨と認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提

み替えるものとする。

(手数料)

- 第四十四条の十三 第四十四条の九(前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、行政機関個人情報保護法第四十四条の十三の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

- 第四十四条の十四 独立行政法人等は、第四十四条の九の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。
- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

- 第四十四条の十五 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

- 第四十四条の十六 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第五章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

- 第四十五条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

- 第四十六条 独立行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者が

それぞれ容易かつ的確に開示請求等をする事ができるよう、当該独立行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしよととする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律（前章を除く。第四十八条第一項において同じ。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情処理）

第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第四十八条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（第四十四条の五第一項等の提案をしよとする者に対する情報の提供等）

第四十八条の二 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしよとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしよとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第四十八条の三 独立行政法人等は、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（報告の要求）

第四十八条の四 個人情報保護委員会は、独立行政法人等に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

（資料の提出の要求及び実地調査）

第四十八条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があるとき、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

（指導及び助言）

第四十八条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第四十八条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。

（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）

第四十八条の八 個人情報保護委員会は、第四十八条の四から前条までの規定により独立行政法人等に対し報告、資料の提出若しくは説明の

要求、実地調査、指導、助言又は勧告を行うに当たっては、学問の自由を妨げてはならない。

2 個人情報保護の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、独立行政法人等が同法第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に限る。）に対して独立行政法人等非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（政令への委任）

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 二 第七条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第五十一条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）【附則第十四条関係】

第三十八条ノ二（略）

②（略）

③ 行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報（同法第二条第五項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ）ニ付テハ之ヲ適用セズ

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）【附則第十五条関係】

第三条（定義）

12（略）

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）【附則第十五条関係】

第二条（定義）

11（略）

12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者（同法第十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を

行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）【附則第十五条関係】

第三十六条（療養の給付）（略）

2（略）

3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務）（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）【附則第十五条関係】

第六十四条（療養の給付）（略）

2（略）

3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務）（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務）（被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法により、被保険者の資格を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）【附則第十六条・第十七条関係】

4（略）

7（略）

第二条 (略)

② (略)

⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 (略)

⑩ (略)

⑬ (略)

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）【附則第十八条関係】

第二百一十一条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、第十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）【附則第十九条関係】

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三・四 (略)

2 (略)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）【附則第二十条関係】

第五十三条の二 (略)

② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。

③・④ (略)

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）【附則第二十一条関係】

(漁獲割当管理原簿)

第二十条 (略)

2 (略)

3 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

4 (略)

○鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号) (抄) 【附則第二十一条関係】

(登録)

第五十九条 (略)

2 (略)

6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) (抄) 【附則第二十一条関係】

(他の法律の適用除外)

第三十六条の四 (略)

2・3 (略)

4 自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号) (抄) 【附則第二十一条関係】

(登録)

第八条の二十 (略)

2 (略)

5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 (略)

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (抄) 【附則第二十一条関係】

(他の法律の適用除外)

第八条の五 (略)

2 航空機登録原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）【附則第二十一条関係】

（登録）

第二十六条（略）

2（略）

4（略）

5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

6（略）

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）【附則第二十一条関係】

（証明等の請求）

第八十六条（略）

2・3（略）

4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）【附則第二十一条関係】

（証明等の請求）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）【附則第二十一条関係】

（証明等の請求）

第七十二条（略）

2・3（略）

4 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）【附則第二十一条関係】

(登録手続等)
第七十八条 (略)

2 5 8 (略)

9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
10 (略)

○日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だいなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)(抄)【附則第二十一条関係】

(登録)

第三十二条 (略)

2 5 (略)

6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
7 (略)

○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)【附則第二十一条関係】

(他の法律の適用除外)

第六条 (略)

2 登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)(抄)【附則第二十一条関係】

(謄本等の交付及び閲覧等の請求)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(抄)【附則第二十一条関係】

(ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求)

第十二条 (略)

2 4 (略)

5 ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項

に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）【附則第二十一条関係】

（証明等の請求）

第五十三条（略）

2（略）

3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（抄）【附則第二十一条関係】

（登録）

第二十七条（略）

2（略）

3（略）

4 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

6（略）

○小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）【附則第二十一条関係】

（他の法律の適用除外）

第三十一条（略）

2・3（略）

4 原簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）【附則第二十二条関係】

（所有者等関係情報の利用及び提供）

第三十一条の二（略）

2（略）

3 前項の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等関係情報を提供することについて第一項に規定する所有者その他の利害関係人の同意を得なければならぬ。ただし、当該求めを受けた者が地方公共団体の長である場合において、当該地方公共団体の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4（略）

○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）【附則第二十三条関係】

（商業登記法の準用）
第八十五条 金庫の登記

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所以ける同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）【附則第二十三条関係】

（商業登記法の準用）
第八十九条 金庫の登記

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所以ける同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）【附則第二十三条関係】

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）
第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、

申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同法第三項中「会社法第三十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）」又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「会社法第四十条の十五において準用する会社法第七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「会社法第四十六条第四項」とあるのは「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条から第十九条の三まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一条から第二十三条の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四条（第十一号及び第十二号を除く。）、（申請の却下）、第二十五条から第二十七条まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第五十一条、第五十二条（本店移転の登記）、第二百二十八条（申請人）、第二百二十九条（外国会社の登記）、第三百三十条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）【附則第二十三条関係】

（商業登記法等の準用）

第八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記

事者申請主義、嘱託による登記）を加え、「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く。」の下に「」を加え、「」第四十八条から第五十三条まで及び」を「同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）、」に、「」第四十八条まで」を「」第三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び」第三十九条から第五十三条までの法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「」第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」を「」第四十六条の二中「商業登記法（「とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（「と、同法第四百八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第四百八条」と、率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）【附則第二十四条関係】

第七十一条の七 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この項及び次項において「都市計画区域」という。）内主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業（当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるもの（以下この条において「定期借地権」という。）の設定により行われるものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を施行する者として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「優良宅地造成事業者」という。）が課税時期において有する土地等当該事業に係るもの（当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買収された者に対して分譲されるものその他政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「供給予定地」という。）があるときは、当該優先分譲宅地等に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「供給予定地」という。）については、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良宅地造成事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該供給予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一、三（略）
二、六（略）

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）【附則第二十五条関係】

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合員に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード）（行政手続において）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る

情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。以下同じ。）その他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

2
5
7（略）

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）（抄）【附則第二十六条関係】

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることを行う。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

2
5
7（略）

○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）【附則第二十七条関係】

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第四百一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）【附則第二十八条関係】

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）

第十条（略）

2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出に当たっては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号（給付の種類）に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書）に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という。）その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をしなければならないものとする。

3
8 (略)

(利子、配当等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当(同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。))並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。))につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。))は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。))及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条(定義)に規定する法人番号(個人番号又は法人番号(同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。))を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。))を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。))に告知しなければならぬ。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項(署名用電子証明書の発行)に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))であつて財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。))を送信しなければならぬものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならぬものとする。

2
4 (略)

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)【附則第二十九条関係】

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「通知都道府県」という。))の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。))を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号について、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関する求めがあつたとき。

二・三 (略)

(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。))を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九

条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができるときに限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二・四 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報(個人番号を除く。)を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 (略)

別表第二(第三十条の十関係)

<p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>九 指定都市又は中核市の長</p>	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
八 指定都市又は中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一〜二十八の三 (略)
 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 三十〜三十四 (略)

○積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）（抄）【附則第三十条関係】

（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）
 第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項及び第五項、第三十七条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取

引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならぬ」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡し時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならぬ」と、同条第五項中「宅地建物取引士」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七条の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方」と、同条第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八条第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三条第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事の先取特権」とする。

2
3 (略)

○エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）【附則第三十一条関係】

（開示）

第二百五十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十七条に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）（抄）【附則第三十二条関係】

（再建決議等）

第四条（略）

2
8（略）

9 再建決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条に規定する敷地共有者等）をいう。以下同じ。）」と、同項並びに同法第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「建替えに」とあるのは「再建に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分共有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等（特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）を買い受ける」と、「区分所有の再建の工事」と、同法第六項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。

（敷地売却決議等）

第五条（略）

2
（略）

3 敷地売却決議については、前条第四項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七

一項に」とあるのは「第十一条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「取壊し」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壊しに」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壊しを行う」と読み替えるものとする。

（建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する特例）

第十二条 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合についての区分所有法第六十一条第十二項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内」とあるのは「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令の施行の日から起算して一年以内」と、「又は第七十条第一項」とあるのは「若しくは第七十条第一項又は同法第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項若しくは第十八条第一項」とする。

（団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議）

第十八条（略）

2・3（略）

4 一括建替え等決議については、区分所有法第六十二条第三項、第四項本文、第五項、第六項、第七項前段及び第八項、第六十三条並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（区分所有法第六十二条第三項を除く。）中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十八条第三項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等（特別措置法第十三条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項本文中「第一項に」とあるのは「特別措置法第十八条第一項に」と、同項本文及び同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十六条並びに特別措置法第十四条第二項及び第三項」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「建替え又は再建に」と、区分所有法第六十三条第四項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、「敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物（特別措置法第十五条第一項に規定する滅失した建物をいう。以下同じ。）にあつては、敷地共有持分等（特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。））を買い受ける」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時価」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物にあつては、敷地共有持分等）を時価」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壊し又は再建の工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第六項及び区分所有法第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権（滅失した建物にあつては、敷地共有持分等）」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「建替え又は再建を行う」と読み替えるものとする。

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）【附則第三十三条関係】

（行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外）

第十八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）【附則第三十四条関係】

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 (略)

二 (略)

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）を除外するもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）を除く。から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）を除く。から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

○後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（抄）【附則第三十五条関係】

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外)

第十四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）【附則第三十六条関係】

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）【附則第三十七条関係】

・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）

(重要事項の説明等)

第七十二条 マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するものを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの（以下「重要事項」という。）について説明をさせなければならない。この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。

2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれておらず、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

4・5 (略)

・マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）
第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）
第七十二条第一項中「当該建設工事の完了の日から」を「分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマンションの区分所有者等が変動することが見込まれる期間として」に、「期間を経過する日までの間」を「期間中」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該説明は、認定管理者等から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があつたときは、マンション管理業者による当該認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付をもつて、これに代えることができる。

第七十二条に次の一項を加える。
6 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）【附則第三十八条関係】

（振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）
第二百二十六条（略）

2 資産の流動化に関する法律第二百七十一条第四項（同法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第二百三條第四項の規定にかかわらず、振替特定目的信託受益権の受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（抄）【附則第三十九条関係】

第十八条 (略)

2 (略)

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報(署名用電子証明書(第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。))に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。)が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)(抄)【附則第四十二条関係】

(役員及び職員)の秘密保持義務等)

第九条 (略)

2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)(抄)【附則第四十三条関係】

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一(四) (略)

五 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なもののうち、別表に掲げるもの(以下「申請等関係事務」という。)を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。

六・七 (略)

別表(第二十一条関係)

一(十六) (略)

十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八(二十四) (略)

○不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)(抄)【附則第四十四条関係】

(地上権の登記の登記事項)

第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二條前段若しくは第二十三條第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七條第一項の定めがあるときは、その定め
- 四・五 (略)

（賃貸借の登記等の登記事項）
第八十一條 賃借権の登記又は賃借物の転貸の登記の登記事項は、第五十九條各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一・七 (略)
- 八 借地借家法第二十二條前段、第二十三條第一項、第三十八條第一項前段若しくは第三十九條第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二條又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがあるときは、その定め

（行政機関の保有する個人情報保護の適用除外）
第二百五十五條 登記簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二條第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

附則

第四條 (略)

2・3 (略)

4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二條第五項に規定する保有個人情報（略））については、同法第四章の規定は、適用しない。

○遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（抄）【附則第四十五條關係】

（所有権を取得することができない物件）

第三十五條 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十條若しくは第二百四十一條の規定又は第三十二條第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。

一・四 (略)

五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二條第四項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）【附則第四十六條・第四十七條關係】

（協力の要請）

第二十九條 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2・3 (略)

(調査票情報等の適正な管理)
第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報(当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。)、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 地方公共団体の長その他の執行機関(前号に掲げる者を除く。) 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

四 指定独立行政法人等 当該指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

五 独立行政法人等(前号に掲げる者を除く。) 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律(指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2・3 (略)

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

二 第三十九条第一項第二号又は第三号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

三 第三十九条第一項第四号又は第五号に定める情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

四 当該情報を取り扱う業務 当該情報等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者

五 当該委託に係る業務 当該委託に係る業務

六 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

七 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

八 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

九 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十一 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十二 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十三 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十四 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十五 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

十七 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)
第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - 二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の適用除外)

- 第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)
第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。
- 2 指定独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
 - 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
 - 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 機構の業務（業務に際しての個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）の管理を含む。）の状況

5 (略)

10 (略)

第三十八条 (略)

2 (略)

8 (略)

9 年金個人情報行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第八条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

10 年金個人情報行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）【附則第五十二条関係】

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 (略)

2 (略)

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）【附則第五十二条関係】

（適性評価に関する個人情報利用及び提供の制限）

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなければならぬこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。）を以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第二十九条各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二十九條各号若しくは第二十九條第一項各号又は

2 これらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。
(略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）【附則第五十三条・第五十四条関係】

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	個人番号（第七条―第十六条）
第三章	個人番号カード（第十七条・第十八条）
第四章	特定個人情報の提供
第一節	特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）
第二節	情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）
第五章	特定個人情報の保護
第一節	特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）
第二節	行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条の二）
第六章	特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）
第六章の二	機構処理事務の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の七）
第七章	法人番号（第三十九条―第四十二条）
第八章	雑則（第四十三条―第四十七条）
第九章	罰則（第四十八条―第五十七条）
附則	

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者の間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする必要がある事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。
2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であるが保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であるが保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であるが保有するもの、又は行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報であるが保有するもの、又は行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 (略)

（情報提供等の記録）

第二十三条（略）

- 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 (略)

- 三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

- 四 第三十一条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

（特定個人情報保護評価）

第二十八条（略）

2 (略)

- 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 (略)

(研修の実施)

- 第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

- 第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第八条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項第一号	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十条第一項及び第三項	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十二条第二項	総務大臣	個人情報保護委員会
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第三十六条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
<p>2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に關しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第九條第一項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第四項の規定に基づく場合を除き
第九條第二項	自ら利用し、又は提供してはならない 自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第九條第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十二條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三條第二項、第二十八條第二項及び第三十七條第二項	法定代理人	代理人
第十四條第一号、第二十七條第二項及び第三十六條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六條第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六條第一項第一号	又は第九條第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第二項の規定により読み替えて適用する第九條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十條の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき
第三十六條第一項第二号	第九條第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條

3 個人情報保護法第二條第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に關しては、個人情報保護法第十六條第三項第三号及び第四号、第十七條第二項並びに第二十三條から第二十六條までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条を得ないで、承継前	前条
第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合
第十六条第三項第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
第三十条第三項	第二十三条第一項又は第二十四条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

（情報提供等の記録についての特例）
 第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない 総務大臣	自ら利用してはならない 個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならぬ	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十五条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する事例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）
-------	--------------	---

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	総務大臣	個人情報保護委員会
第十三条第二項及び第二十八条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号及び第二十七条第二項	法定代理人	代理人
第二十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する事例事務関係情報照会者及び事例事務関係情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報

保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十三条第二項及び第二十八条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号及び第二十七条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）
4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第九條第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二條第二項	自ら利用し、又は提供してはならない 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 法定代理人	自ら利用してはならない 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。） 代理人
第十三條第二項及び 第二十八條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人 法定代理人	代理人
第十四條第一号及び 第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十三條第一項 第二十六條第一項	開示請求をする者は、 独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならぬ 開示請求者及び開示請求を受けた者	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。第三十五條において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる 、開示請求者及び開示請求を受けた者
第三十五條	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同條第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）
第三十二條 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二條第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（特定個人情報情報の保護を図るための連携協力）
第三十二條の二 委員会は、特定個人情報情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

（指導及び助言）

第三十三條 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取

扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）
第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ

る物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができ、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）について他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

2 4 （略）
5 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 （略）
8 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。
9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）（抄）【附則第五十五条関係】

（開示等の制限）

第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二条第一項各号に掲げる情報については、行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章その他の個人情報情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（抄）【附則第五十六条関係】
（匿名加工医療情報の作成等）

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 個人情報保護に関する法律第三十六条の規定は認定匿名加工医療情報作成事業者又は第二十八条の認定を受けた者(以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。)が第一項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定により匿名加工医療情報を作成する場合について、同法第三十七条から第三十九条までの規定は匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療情報を取り扱う場合について、適用しない。

(連絡及び協力)

第三十八条 主務大臣、個人情報保護委員会及び総務大臣は、この法律の施行に当たっては、医療情報等及び匿名加工医療情報の適正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号) (抄) 【附則第五十七条関係】

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人(当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4・5 (略)

○法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七十三号) (抄) 【附則第五十八条関係】

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外)
第十五条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号) (抄) 【附則第五十九条関係】

附則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第九号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条」を「、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。
別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。
別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）【附則第六十条関係】

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（署名用電子証明書の発行）」を付し、同条第二項中「住所とする」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四項中「第二十二條第四項」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加える。

第三条の二 戸籍の附票に記載されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「第十七條第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

2 前条第三号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者において、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七條第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届（住民基本台帳法第十七條第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者において、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七條第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七條第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と改め、同条に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である

署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、
「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の
内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、同条第九項中「申請書の
は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、同条第十項中「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二条中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十一条において「機構保存本人確認情報」を「又は同法第三十条の
四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」に改め、同条第一号中「同号に掲げ
る事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項
のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条第二号中「が削除された」を「の削除（国外転出届をしてから当該
国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつ
ては、当該国外転出届をしたことによる削除を除く。）があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が削除され、いずれの市町村においても戸籍の附
票に記録されていない者となつたこと。

第十三条中「住民票」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）」を加える。

第十七条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号」を「情報通信技術を活用した行政の推
進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号」に改め、同条第三号中「第五十三号」を「第五十三号第一項」に
改め、同項第十号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「（認定を受
けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。
）を受けて行うものを含む。）」を加え、同項第十一号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。
）を受けて行うものを含む。）」を加え、「第五十七号」を「第五十七号第一項」に改める。

第十八条第四項第五号中「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「（署名
検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加え、同条第五項第五号中「署名確認者の委託（
二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務」の下に「（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含
む。）を受けて行うものを含む。）」を加える。

（略）

第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用者証明用電子証明書の発行）」を付し、同条第二項中「（同号に掲げる事
項については、住所とする。）」を削る。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証
明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七号第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七條

第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍
の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第二十七條中「住民票に」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）に」
に改める。

第二十八條第二項中「の申請」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）」を加え、「で定めるところによ
り」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二條の
二第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を

加える。

3 第二十二條の第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項中「第二十二條第四項」の下に「（第二十二條の第二項において準用する場合を含む。）」を、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第三十一條中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第二号中「が転出届」の下に「（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二條の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 当該利用者証明利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

第六十七條第三項中「住所地市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十四條中「第五十五條」を「第五十五條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（略）
第十七條第一項中「に對し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）」に對し「に、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二十四條の第二項に規定する最初の転入届」を「第二十二條第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があつた日から十四日以内」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

に第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

○戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）【附則第六十一条関係】

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」に改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百一十一條の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六條（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規

定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一條第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五 第二百十條の次に七條を加える改正規定、第二百二十四條の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百二十八條から第三百三十條までの改正規定、第三百三十七條を改め、同條を第三百二十九條とする改正規定（第三百三十七條を改める部分に限る。）、第三百三十四條を改め、同條を第三百三十六條とする改正規定（第三百三十四條を改める部分に限る。）、及び第三百三十三條を改め、同條を第三百三十五條とする改正規定（第三百三十三條を改める部分に限る。）並びに附則第七條から第十條まで及び第十四條（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（住民基本台帳法の一部改正）

第六條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第十九條の二の次に次の一条を加える。

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供）

第十九條の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一條の二第二項（番号利用法第二十六條において準用する場合を含む。）の規定による通知（番号利用法第十九條第七号又は第八号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九條第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七條第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提供するものとする。

第十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

（略）

第五十二條の二中「第四十五條の二第二項」を「第四十五條の二第三項」に改める。

（略）

第十四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同條第十一項中「第九條第三項」を「第九條第四項」に改める。

第九條第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

第二項 「前項」に改める。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

3 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供されるものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に關する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第十条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。
 第十三条中「個人番号利用事務実施者」の下に「（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）」を加える。
 第十四条第一項中「個人番号利用事務等実施者は」を「個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は」に改める。
 第十九条第十一号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。
 第二十一条の二第一項を次のように改める。

情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を総務大臣から取得することができる。

第二十一条の二第二項中「機構」の下に「（第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構）」を加え、同条第三項中「及び機構」を「機構及び前項の市町村長」に改める。

第二十八条第一項第五号中「（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）」を削る。

第三十条第二項の表第九条第一項の項及び第三項の表第十六条第三項第一号の項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第四十四条中「並びに」を「、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに」に改める。

第四十五条の二第一項を次のように改める。

法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に關する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

第四十五条の二第五項中「おいて、」の下に「同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

(略)

○マンションの管理の適正化の推進に關する法律及びマンションの建替え等の円滑化に關する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）【附則第六十三条関係】

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)
第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

(略)
第二百二十四条第三項中「、区分所有法第六十三条第五項」を「、同条第五項」に、「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

(略)
第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

(略)
(総会の招集及び議事についての規定の準用)

第七十八条 第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第七十九条」と読み替えるものとする。

(略)
(総代会)

第八十条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもって足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従って議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(略)
(議決権及び選挙権)

第八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第七十八条及び第八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

○会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)(抄)【附則第六十四条関係】

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十九条第一項及び行政機関の保有する個人情報

し、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の号を加える。

二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの交付に関する事。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）【附則第六十八条関係】

（管区行政評価局等）

第二十五条（略）

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一・二（略）

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十七条第二項の案内所

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十六条第二項の案内所

3（略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）【附則第六十九条・第七十条関係】

（設置）

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一・二（略）

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十三条第一項

（定義）

第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

一・二（略）

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

2（略）

3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第五項に規定する保有個人情報という。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二條第二項又は第三十四條第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第五項に規定する保有個人情報という。次号において同じ。）を含む。）

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第二十二條第二項又は第三

第十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）